

一三百石	小足太郎兵衛
一五百五十石	瀬田猪右衛門
一二百石	寺田平右衛門
一四百石	中山數馬
一二百石	柏原長三郎
一同	生駒喜内
一同	生駒小十郎
一千五百石	近習組頭 生駒九郎左衛門
一五百八十石	持筒鐵炮二十三人 大塚八郎左衛門
一五百五十石	百々太郎左衛門
一四百五十石	大久保徳左衛門
一千五十石	持筒鐵炮二十三人 近習組頭 加納又左衛門
一二百石	小泉彌左衛門
一四百石	村木助太夫
一二百五十石	長岡喜兵衛

一百二十石	田中久兵衛
一三千石	多賀宮内
一二百石	布施源左衛門
一百二十石	國友久右衛門
一五十石	川口市太夫

右寛永十四年二月二十日付士數五百二十六人の内

第十五章 柏原御殿

徳川幕府の初世、近江國は將軍通行の際、休泊の處として三箇所に御茶屋を設けたり、三箇所とは本郡柏原、野洲郡永原、甲賀郡水口なり、後之を近江の三御殿と稱す、一説に四御殿の説ありて、神崎郡伊庭御殿を數ふ、然れども伊庭は徳永左馬介の時家康を招きて饗せし事ありしより、御殿の名を附せしものなるべく、交通上より考ふるも中仙道通行の際の休泊の所とすべき處にあらざるなり、

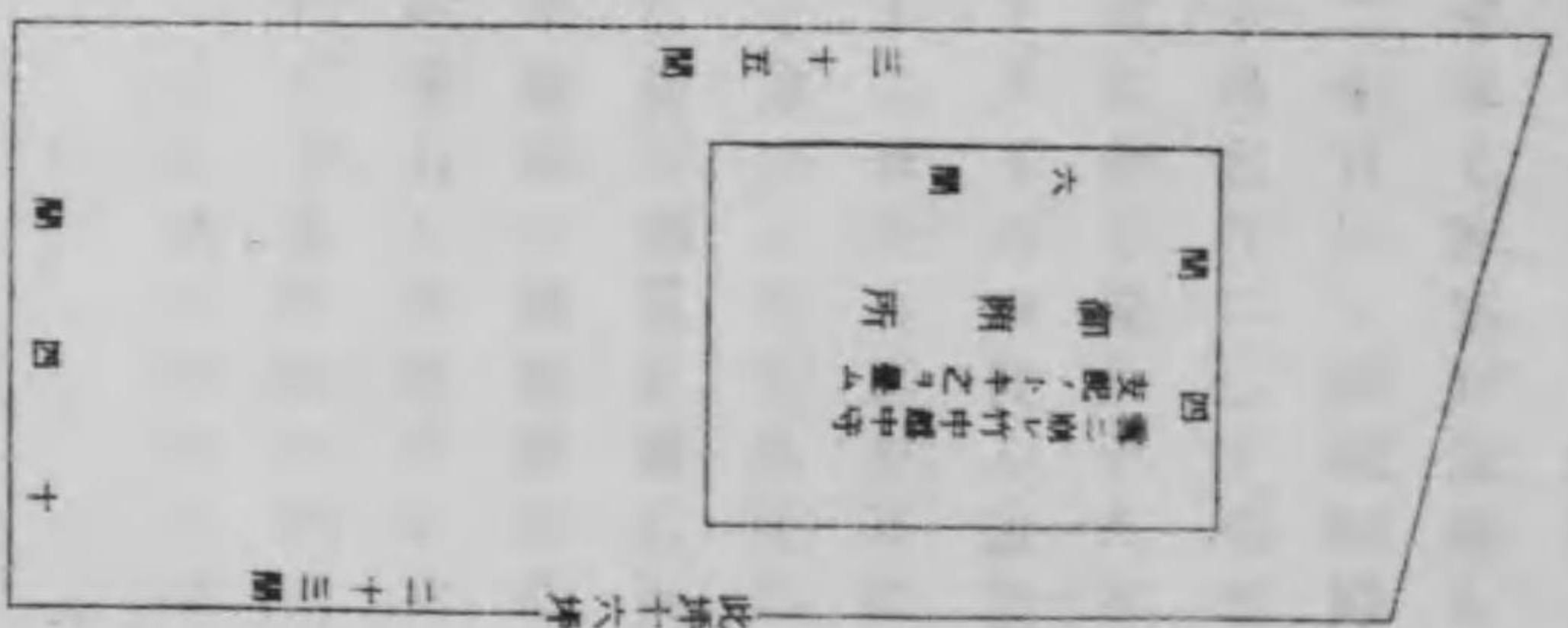
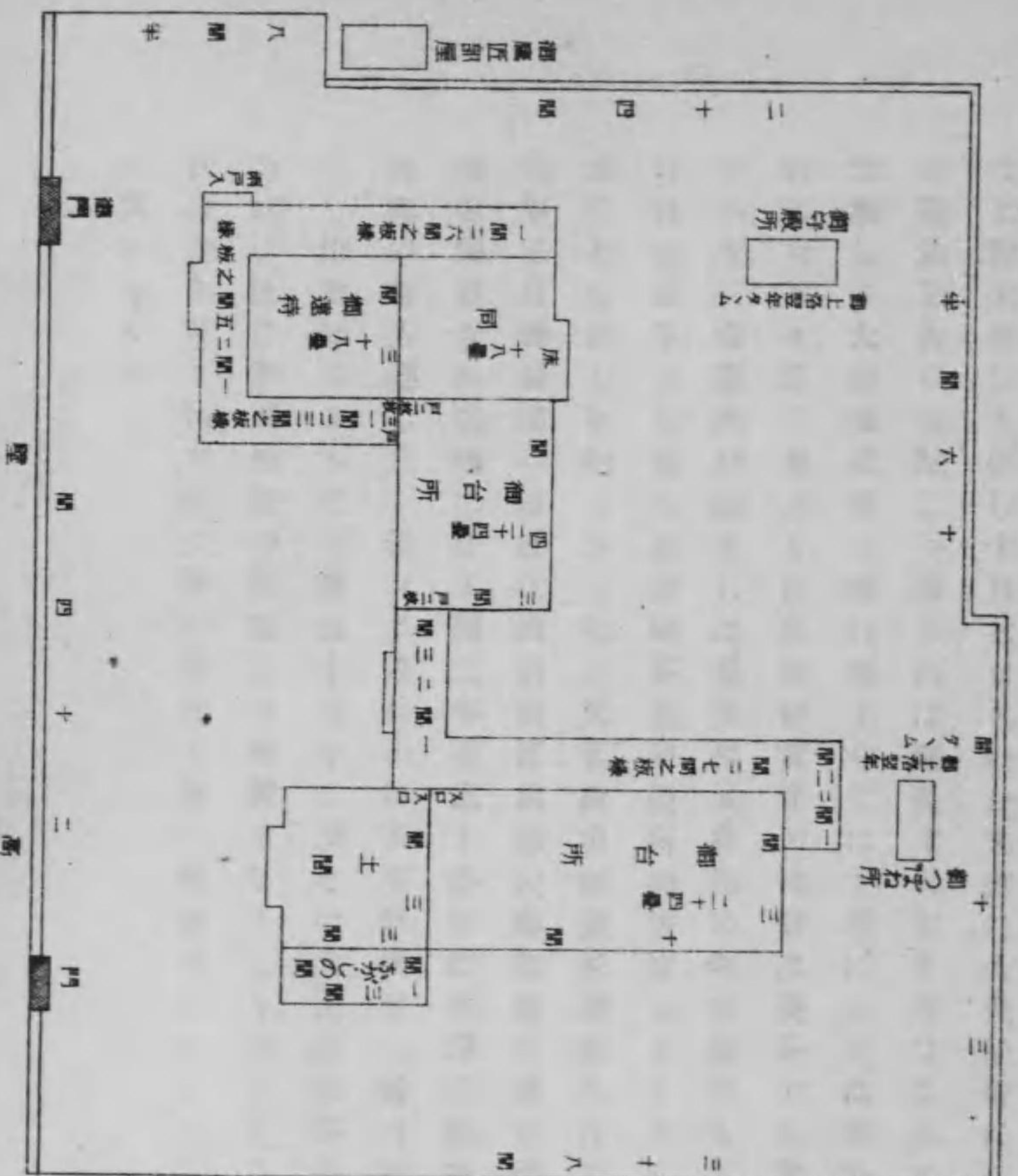
柏原御殿は一に御茶屋御殿とも稱せり、大字柏原西町にあり、今土地の小字名を御茶屋前と稱するは、當年の遺名なり、天正十六年家康始めて此地を過ぎし時、西村某の邸

に宿せり、爾後此地を過ぐれば、同邸に入りて休泊する例となれり、既にして關ヶ原の一戦、家康天下の大權を掌握するに至り、街道通行の事漸く多くなりたれば、終に此地に殿舎を建て、御茶屋と稱せり、御茶屋御殿の名の出づる所以なり。

第一節 其の創立

御茶屋御殿の創立につきましては、其年代詳ならず、西村家記録には元和九年家光將軍宣下の時に創立せられ、その以前の家康、秀忠等は西村邸宅を休泊所としたりとあれど、此は誤りならん、南部文書(古文書五三八)に所司代板倉伊賀守が湖北の代官彦坂九兵衛の手代衆に宛て、湖北の大工桶屋を徵發せし文書に、江州北郡かしは原御茶屋破損所御普請在之事、村上孫七殿次第に大工桶ゆい並に人足早々被申付候に付、夜中をかざらずかしは原へ參候様に、尤も少もゆだんあるまじく候とあり(伊香郡に柏原村あれども御茶屋御殿の設けなし)而して其奥に彦坂九兵衛様の分として、伊香郡の大工等九人、鈴木新五右衛門の下に大浦壹人桶屋とあり、内藤紀伊守の下にしほつ一人、桶屋以上十一人とあり、さて此文書に年記なく、十月七日とあり、又かやの木三右衛門の名の上に卯の年とあり、内藤紀伊守は長濱城主内藤信正なり、内藤氏の長濱入城は慶長十一年より元和元年までに

柏原御殿之圖
西村澹所藏



て、大坂落城豊臣氏亡滅の後、奥州棚倉に移封せられたり、而して其間に於ける卯の年は元和元年なり、但し十月七日といひ、文書の人夫徴發に夜中をかざらず、柏原へ云々と至急を告ぐる點より按ずれば、慶長十九年十月ならんと思はる、家康が駿府を出で、大舉して大坂城攻撃の爲に西上せしは十月にして、其月の二十日には、柏原御殿に一宿したりき、依て考ふるに、板倉伊賀守の徴發は慶長十九年十月七日にして、奥書のかやの木三右衛門が認めしは、翌元和元年卯の年の春ならん歟、其年を慶長十九年と定むれば、其年の文書に、柏原御茶屋破損所御普請云々とありて、大工の徴發も殿舎の創立にあらざるを知らるゝなり、又寛政重修諸家譜卷八百二十二新庄直忠の條に、元和元年正月、御歸陣の時、近江國坂田郡柏原の御旅館守護の役を命せられ、且其邊の御料所を預けられ、彼地に住す、同三年秀忠上洛の時、柏原の旅館に於て酒肴を獻じ、五年又渡御の時も饗したり云々と見ゆれば、去年修繕せし後は、新庄直忠に御殿番を命ぜられし事を知らるゝなり、慶長十九年に湖北の大工桶屋等を徴發して、大修繕を爲すことあれば、既に御茶屋殿の創立より年數重なりしも知らる、されば、柏原御殿の創立は、慶長の初年即ち關ヶ原大勝の後間も無く創立せられしものならん歟、其殿舎の構郭は、挿圖を見るべし、

第二節 その修繕と賦役の村名

其後寛永三年秀忠家光と相伴ふて上洛せし時、當時の代官を作事奉行とし、御殿を修繕せり、其料百五十兩を要せり、紀伊大納言尾張大納言等共に投宿せり、寛永十一年七月(六月二十日江戸發)家光の上洛は、江戸開府以來未曾有の盛儀にして、一行三十萬七千人の大衆を率ゐたりしが、當時大目附宮城越前守をして、先づ東海道の宿驛を巡視し、宿泊の所々を點檢せしが、柏原御殿には岡田將監、近藤與兵衛の二人を奉行として、殿舎を修繕し、諸般の準備をなさしめたり(尾張より中仙道を通行せり)此の如く將軍の通行毎に修繕工事を施されしが、御殿には元和元年以後御殿番を常設して之を守らしめ、御殿に係る賦役を七箇村に命じ、之を御殿附七箇村と稱せり、其七箇村は左の如し、

柏原村

長久寺村

清瀧村

岩ヶ谷村

本郷村

醒ヶ井村

目河内村

(清瀧は寛文十二年九月京極領となりし時より御殿附を脱す、
岩ヶ谷は元禄十一年堀田領となりし時より御殿附を脱す、)

又此他に御殿屋敷を竹矢來にて圍ひし爲め、其用度に宛つべき竹繩等を賦課すべき村三十三箇村を定め、一回の賦役合計竹一千本、繩百束とせり、其賦課左の如し、

(竹 數)

(繩 數)

(村 名)

(竹 數)

(繩 數)

(村 名)

二五 ^本	二五 ^本	二六 ^本	二六 ^本
春近村	能登瀨村	上野村	多和田村
四三	醒井村	四六	南小足村
二八	一色村	二八	法樂寺
一一	上夫馬村	六	大野木村
二二	川崎村	五二	勝村
六	坂口村	一五	村居田村
九	一〇九	三三	下坂村
一〇九	目河内村	六	八木濱村
四	本郷村	一七	弓削村
三〇	長久寺村	二八	清瀧村
四	宮川村	二七	河内村
三七	岩ヶ谷村	三	梓村
八	大鹿村	二	口分田村
四七	伊吹村	五五	大久保村
一〇		六	

一五七 一五七 宮部村 三四 三四 落合村 八八〇
 三〇 三〇 香華寺村
 計一〇〇〇 一〇〇〇 三十三村

第三節 その廢止と將軍の休泊數

此く莊嚴なる御殿は設置せられしも、天下漸く無事に慣れ、將軍の通過も其度を減せしにより、元祿二年正月之を廢し、御殿番行岡小十郎を江戸に移し、同三月代官辻彌五左衛門をして御殿用の器具を公賣し、將軍が用ひし器物及び壘等は悉く燒拂ひ、古材木は其地に積み重ねて腐朽せしめたり、當時器具の賣却代價三貫八百九十五匁貳歩なり、其邸趾は延寶七年の檢地より有租地となりしが、總反別壹町九畝十四歩、此石高八石八斗三舛九合なり、

御茶屋御殿設置中の將軍の休泊數左の如し、

德川家康 天正十六年三月十六日 西上休
 慶長六年十月十四日 東下休
 同 同十年九月十九日 東下休

同 同十一年四月四日 西上休
 同 同十六年三月十五日 西上休
 同 同年四月二十日 東下宿
 同 同十九年十月二十日 西上宿(大坂冬陣)
 同 元和元年四月十五日 西上休(大坂夏陣)
 德川秀忠 慶長十年三月十四日 西上休
 同 同十九年十一月四日 西上宿
 同 元和元年七月二十一日 東下休
 德川家光 元和九年七月十三日 西上宿
 同 寛永三年九月 西上休
 同 同十一年七月 西上休

(西村氏記録に據る)

第十六章 大坂陣後の彦根藩令

元和元年二月、井伊氏は大坂冬陣後に領内の各村に令を下せり、先づ從軍其他の事故

の爲めに他所に出で、歸らざる人民を召し返し、農桑を勵み、田畠をして荒廢に附せざらしめん事、勅種貸與にかゝる利足は大坂陣の爲に夫役に奔走せしを以て之を免する事、夫役の外に従事せし者には年貢米の内を以て給料を與ふる事等を庄屋百姓に達せり、當時磯村(入江村)に下し、文書今存す(古文書五二七)

第十七章 國友鍛冶の成功

慶長五年關ヶ原の戰前、佐和山城の石田三成が製砲を制止せるにも拘らず、國友鍛冶は夙に家康の命を以て、許多の大小砲を製し、三成の臣嶋左近の部下が其荷を途に奪はんとせしも、徳川勢の護衛によりて、無事之を家康の陣に送り、關ヶ原の全勝につれては、爾後益々徳川氏の信任を得、盛に其需めに應じて大小銃砲を鑄造し、遂に三百年間徳川幕府の製砲所となり、搥音丁々日夜を別たす、盛なる一村を爲せり、左に節を逐ふて之を詳記せん、

第一節 家康並に土井利勝の銃銃

慶長六年家康は國友の鍛冶に命じて急ぎ銃を作らしむ、その銃數の明記なきも、同年

霜月十六日附にて土井大炊助利勝が國友壽齋等三人へ宛てたる文書(古文書五六二)に、公方様より被仰付候御鐵砲急之事に付云々とあり、又我等詔申候筒出來に付て、徳永左馬殿より御届にて、無異儀參着候間、可御心安候云々とあり、又由緒書(古文書五八二)にも、慶長五年權現様江被爲召出御墨付被下置、同六年御鐵砲御用被仰付、鍛冶年寄役相勤云々とある等に参照して、家康が國友鍛冶に製砲せしめしを知らるゝなり、

第二節 上杉景勝砲工を米澤に召す

慶長九年九月、上杉景勝は惣兵衛、松右衛門二人の砲工を米澤に招き、鐵砲を造らしめたり、上杉景勝年譜に左の文あり、

慶長九年九月上旬、江州の鐵砲師惣兵衛、泉州の鐵砲師松右衛門、此兩工米澤に來る、されば、當家は世々武術の英名北越に鳴て餘響の至らざるなし、其下風に立て誰か武名を勵まざらんや、是より先き公伏見に在せし時、山城守も勤仕すれば、官務の餘暇には所々を巡覽して、江州、泉州まで意を注ぎ、件の良工と親み交り、若し米府に來らば、恩顧を充行んと互に盟約により、今般米府に來る、則ち公聞に達しければ、元來當家は武術第一に嗜むと云へども、此良工のなきを思ひ玉ふ、砌一入御喜ありて、賞

祿宜しく計ふべしと公命あれば、良工の者共に先づ堪忍分に百石の新恩を賜ひぬ、冬十月上旬、惣兵衛、松右衛門は去る初冬の末より鐵砲二挺を鍛鍊す、其新砲を以て放ちやる事自在なり、誠に奇哉妙哉、見る者目を驚す、漸く成就するにより、其鐵砲をためさん爲に砲藥を製す、御横目は鳥山修理此を監す、彼鐵砲を奥山原にて此をためす所に、二挺共難なく通達せり、即ち上覽に入りければ、倍御褒賞ありて、南錄五枚拜戴す云々(南錄は二朱金)

惣兵衛は江州、松右衛門は泉州とあり、和泉の堺は名匠の住せし處なれば、松右衛門は堺の人なるべく、惣兵衛は江州とありて、何地と判明せざれど、江州にて鐵砲を製するは本郡國友と、蒲生郡日野の二箇所なり、惣兵衛は何れの人なるや判明せざるも、前記上杉年譜の文に、(公)伏見に在せし時山城守(直江)も勤仕し云々とあり、此直江兼續は上杉氏の謀臣にして、慶長五年伏見に在りし時、石田三成と上杉氏との同盟を結び、家康を除かんと計りたる人なれば、上杉氏の封地にも砲工の必要を感じ、之を得んと欲したりとある等より考ふれば、三成に關聯せし砲工にして三成の領内國友の人にあらざるかと思はる、當時の鐵砲は最新式の武器として、武將の渴望する處なれば、國友の砲工が密かに國を出で、東西諸侯の召に應じたりしは、諸家の分限帳によりて證

せるゝなり、

第三節 家康國友鍛冶の掟を定む

慶長十二年五月、徳川家康は成瀬隼人正をして、左の八箇條より成れる鐵砲製作に係る掟を國友鍛冶に與へたり、

被仰渡候御定の覺

- 一、從上様被爲仰付候御鐵砲随分入念張立可申事、
- 一、急御用之節御手支無之様に常々相心得可申事、
- 一、惣鍛冶並所之者共御用に付、年寄より申渡候儀違背之者候は、早速相届可申上事、
- 一、諸國より大小の鐵砲多く誂候は、早速相届可申事、
- 一、井惣鍛冶新筒受取候は、年寄へ相届可申事、
- 一、鐵砲職分之者猥に他國江出候事堅爲無用事、
- 一、鐵砲細工猥に餘人江相傳申間敷事、
- 一、鐵砲藥調合之事、

井内様藥込年寄の外他見他言致間敷事、

一、玉割並出合之事、年寄之外他言無用の事、

右の條々被仰渡候間、相守可申者也、

慶長十二年

未の五月

成瀬隼人正

國友年寄中

以上の諸條を通覽するに、部下の砲工は年寄役の命令に服従することを嚴達し、諸國より大小の鐵砲を注文するあれば届出づべきを命じ、職工の他國に出づるを禁じ、鐵砲機械部の構造并に火藥調合の事等は猥に他人に傳授すべからず、總て秘密に爲すべき事を命じたるなり、石田三成等同志の士は既に刑場の露と消えしも、當時猶豊臣氏の遺臣大坂城に存すれば、注意の周到なる家康は、かゝる法律を與へて其取締を嚴重になしたるなり、

總て事は表裏より熟視するを要す、家康が此の定書を國友に與へたるは偶然に發したるにはあらで、其裏面には此頃國友鍛冶の聲價は博く世間に傳はりたれば、諸國の武將武士は手に手を盡し、國友鐵砲を求めんとしたるや疑なし、國友の砲工より之を

見れば、設令甲乙何れの誂にかゝはらず、職業繁昌して利益を獲得し得らるれば我事足れりとの意なきにあらず、されば秘密の注文にも續々應じたる形跡あるを以て、家康はかゝる定書を與へたるならん、されば此の定書の主旨も國友鍛冶には嚴守せられざるにや、同年十一月二十七日附にて、幕府の砲術方稻富一夢は飛脚を遣はし、先に仰出されし定書を守らざるを責めたる事あり、其文古文書五六六に掲げ、頗る長き文なれども、其一節に「國友衆方々へ鐵砲あまた張立て遣し申候由、世上取沙汰かくれ無く候、去とては貴所（國友兵四）彦助（年寄の）油斷と存候、誰々張候とて上様へ被聞召候者、其人にはたゞりなく、迷惑は貴殿彦助兩人に相究可申候、其爲め貴殿兩人國友の鐵砲代官の義にて候間、油斷候へば沙汰の限りたるべく候、（略）自上様御法度と被仰出候てからは罷成間敷候に、殊更御法度被仰出候うへに、左様に候はゞ其身には御かまひなく、貴殿兩人の迷惑たるべく候、少の儀も駿府へよく聞へ申候まゝ、御鐵砲をば不仕、自餘の鐵砲はり候と御耳に立候ては、忽ち兩人可被成御成敗候云々」とあり、此の達し狀を請けたる國友兵四郎と彦助とは、國友鍛冶が行爲の概略を稻富一夢に宛て「報せしと見え、翌年二月十一日附にて一夢より國友壽齋并に兵四郎の二人に申し送りし書狀（古文書五六七）の一節に、先日被差越候紙面之通、成瀬隼人殿へ見せ申候、上様へ

も可申上と存候處、言上候は、早速曲事に可被仰付候條、是非及延引候様にと、隼人正殿達て御意見にも候條、先は令延引候(略中)以來は無承引自餘の細工仕仁於在之者、即可言上候之條、其御心得可有候云々とあり、猶同月六日附にて成瀬隼人正も國友兩人に宛て、同主意の状を送れり(古文書五六八)其文に「上様鐵砲差置、自餘之細工仕御筒出來不申候由、兩人申越之旨一夢被申沙汰之限に候云々と記さるゝによりて、同年五月に與へられし定書の厲行せられざりしを知らるゝなり、

第四節 家康國友鍛冶に扶持米を與ふ

前節に述べたる如く、家康は隼人正をして八箇條の定書を國友鍛冶に交附して、其命令に服従すべきを命ぜしと雖も、國友鍛冶は處世上より暗に義務なき權利には服従すべからざるの意思を持し、他國へ招かれて出づるものあり、又他より誂へし鐵砲をも製作せり、慶長十二年霜月二十七日出にて、稻富一夢が達せし狀に(古文書五六六)に對し、兩人より答へし文章は之を知る能はざるも、按ずるに義務の添はざる命令には部下工人の事務を制止する能はざるを以てせしが如し、是に於て家康は成瀬正成をして國友鍛冶に扶持米を與ふべきを達せしめたり、慶長十三年二月三日、成瀬正成が國友兩

人に達せし文書(古文書五六九)に、去る頃書中遣候、國々之細工堅不仕候様にと申付候へ共、末々渴命無之ためとて承引不致、彌諸國へ罷出申段、一夢より申來、早速申上候處、爲御掟意、四人之年寄(國友鍛冶の年寄役は四人ありたり)共へ者御扶持米、切米惣鍛冶共には相應に御扶持米方被下置、末々成立候様に可被爲仰付候間、國々より罷歸り、上様の御鐵砲急度張上可申旨、諸國へ可申遣候、其上にて違背之者於在之者、急度曲事に可申付候とあり、是に於て權利義務並び生じて、國友鍛冶の取締法も漸く全からんとするに至れり、

第五節 慶長十五年製の大鐵砲

家康駿府にあり、慶長十五年國友鍛冶に命じて大鐵砲を造らしむ、暗に豊臣氏に對する準備なるべし、七月十日砲なりて之を納む、稻富一夢請取の書を國友壽齋、同兵四郎に送れり(古文書五七三)其文に「請取上様御大筒之覺」と記し、重量五十匁玉の鐵砲七挺、三十匁玉と二十匁玉各六挺づゝ合計十九挺を島津九兵衛へ渡し、により、九兵衛の手形を請取置くの旨を記せり、

第六節 大坂冬陣と國友鐵砲

慶長十九年十月家康大舉して豊臣秀頼の大坂城を攻む、之を大坂冬陣と稱す、是より先き家康は常に戦備を怠らず、徐々に豊臣氏の動靜を覗ひ、機を見て之を滅さんとす、國友鐵砲は其第一の準備品として、盛んに新砲を鑄造せり、當時の注文總數は詳ならざれども、文書の存せるものにては左の數種とす

一慶長十九年十月廿七日、大岡傳左衛門の請取覺(古支書五七四)に、百目玉御筒二挺、三十目玉之御筒五十一挺、百目玉鑄形壹膳、三十目玉之鑄形八膳、右儘に請取伏見御藏に入置申候云々、

一同年十一月十三日、奥山茂左衛門の請取書(古文書五七五)六匁筒合七挺、

一同年霜月十七日、大岡傳左衛門預り書(古文書五七六)百目玉筒八挺、三十目玉筒十挺(蓋金具共封のまゝ)、百目鑄形貳膳、三十目鑄形貳膳、

一同年十二月二十二日、加藤源四郎の請取書(古文書五七七)六匁玉筒四十三挺、大坂御陣の時岡山にて請取云々、

文書の存せるは上記の如く少數なれども、國友鍛冶録并由緒書(古文書五八三)には此際に於ける情況を見るべきもの存す、即ち

慶長十九年駿府迄御鐵砲出來の御注進申上候處、御預被置候旨、本多上野介殿、成瀬隼人正殿被仰渡、同年大坂御陣所江差上候様、井伊掃部頭殿被仰渡、江州長濱より大津迄船にて參着、大津より小野惣右衛門差添、御陣所江差上候處、本多上野介殿御取次を以て御目見被仰付、御陣所相詰云々(由緒書)

大坂冬御陣の節、爲御錠、國友鍛冶共陣中へ相勤可申旨、大岡傳左衛門様、久保島孫兵衛様より被爲仰付候に付、拾人の年寄共總鍛冶共召連れ、御陣中へ相詰申候處に、坪内玄蕃様御取次を以て、御陣中にて御目見被申付、御鐵砲の御用相勤罷在候處、被成御錠候者十人の年寄共、六人は相詰罷在、御鐵砲掃除仕り、残り四人の年寄鍛冶は急ぎ罷歸り、御鐵砲張り上可申旨被成、御錠晝夜急ぎ大筒小筒數多張り立、早々差上申候云々(鍛冶記録)

右大臣秀頼公於大坂叛き給ふ、其初冬從駿府攝州に御勢を發し給ふの節、重ねて石火矢其外小筒數百挺大坂御陣中へ獻じ奉る、兼て大小の御鐵砲合壹萬挺を以て歩兵に御下知ありて、堅城の構を打破る、城中大に愁ふ、同極月有和睦、互に砲火を止め堀を埋め云々(鐵砲記)

以上三通の記事を通覽すれば、大坂冬陣に於ける家康の準備の一斑を覗ふ可し、即ち

國友より銃砲の成功を駿府(阿)へ注進せしに、國友に預り置くべしと命せられ、其後長濱より船にて大津に運送し、小野惣右衛門附添にて、大坂の陣處へ送り届け、又鐵砲修繕の爲めに年寄役の者は、平鍛冶を率ゐて、陣中に從軍せし事も見え、鐵砲の外に石火矢をも製造して送りし事、并に十二月に一旦和約の成りしまで記されて、當年の情況歴々として見るが如きなり。

第七節 大坂夏陣と國友鍛冶

家康は豊臣氏と一旦の和約をなし、も、心中隠かに和平の永く繼續す可からざるを察知し、慶長二十年(元和元年)正月十一日、水野監物をして國友鍛冶に大鐵砲二十三挺を製せしむ(古文書)其時の文唯「御鐵砲注文」と記し、百五十目玉十挺、百二十目玉十挺、百目玉三挺を三人の年寄宛にて申越したるのみにて、他に當時の文書は存せざれども、由緒書(古文書)に「夏御陣の節も同様御用相勤御召筒一貫目玉御鐵砲被仰付、其外急御用大筒數多張立差上候様、上意之旨水野大監物殿被仰渡、晝夜張立、夏御陣へ差上候處、御威被爲思召、松平右衛門太夫殿御取立を以て、御目見被仰付、御手づから白綾御紋付時服拜領仕り、御陣中へ相詰御用相勤云々」とあるによりて、曾に大小鐵砲の製造せしのみ

ならで、多くの鍛冶は陣中に従ひて、砲の修繕に従事したりしを知るを得るなり、豊公の壯圖たる大阪城を破壊せし大砲及び石火矢又井伊直孝が秀頼の倉櫓に最後の運命を與へたる發砲も皆之れ國友砲工の手になりしものなるとは必しも想像説には非ざるべきか。

第八節 家康國友鍛冶に賞を與ふ

かくて大坂城は落ち、豊臣氏滅びたれば、家康は凱旋の途に就きしが、國友鍛冶の年寄四人は凱旋の一行に従ひ近江に入れり、家康、永原御殿(野洲郡祇王村大)に入るや、土井利勝、井伊直孝をして國友鍛冶を引見し、大坂兩陣に於ける功勞を賞し、永く國友村の石高八百八十餘石の諸税を免除し、懸に七十三戸の鍛冶を賞與し、其中特に功勞ありし四十人には、爾後其製砲に重當の二字を銘すべきを許せり、年寄等は其恩を謝し、扈從して本郡に入り、磨針嶺に至りて別を許されぬ、此時更に白銀十枚を與へられたり、國友鍛冶記録に

元和元年大坂御陣の節、江州永原御殿に於て年寄共召出され、御目見仰付られ、兩度の陣に忠節を盡し候に付、國友村高九百石餘の處、御鐵砲代官に被仰付、石高の内に

て十分の一宛被下置候旨、上意の趣井伊掃部頭様、土井大炊頭様被仰渡拜領仕候後、村四ツ五分に仕り、現米四百石八斗九升餘の内、四人の年寄共百六十一石四斗七升五合受納仕り、残り二百四十五石四斗餘は組下鍛冶六十九軒に配分仕り候云々、とありて當時家康の喜悅と國友鍛冶の得意とは想像するに餘りあり、

第九節 慶長年間の鐵砲の價格

國友鍛冶記録に、慶長年間の鐵砲直段書なる一節あり、原本紙魚の爲に全部は詳ならざれども、其殘闕を熟讀するに、當時非常の高價を以て世に需められたりしを知る、今參考として左に其一部を抜記すべし、

慶長年間大筒直段之覺

公方御鐵砲 (公方は將軍の事なり、將軍秀忠の注文)

一米壹萬四百八十八石五斗一升

百匁玉三拾挺長九尺のみがきの御筒、但し壹挺に付三百四十九石三斗七升貳合、内七挺は右に上げ申候、

一米四百八十石者

三十匁玉御筒拾挺の代米、但し壹挺に付四十八石、臺金具共、

一米四百五十石者

六匁玉御筒五十挺の代米、但し壹挺に付九石づつ、臺金具共長き四尺、

一米七十貳石者

長四尺のつち目の百匁玉壹挺の代米、

大御所様御鐵砲

(家康の注文砲なり)

一千九百七十三石七斗

三拾匁玉御筒五十壹挺、但し壹挺に付三十八石七斗、長き七尺、但し臺無し、

一米壹萬四千六百七十七石五斗

百匁玉五拾挺あらし御筒長七尺、但し壹挺に付二百八十二石三斗五升づつ、

米合貳萬八千三百三十壹石貳斗五升

(以下略す)

第十節 德川秀忠秘砲を作らしむ

元和四年七月、德川秀忠、水野監物(忠)をして國友鍛冶に命を傳へて、秘密設計の鐵砲を

作らしむ、其砲は重量三十匁玉の鐵砲なり、其設計の秘密は頗る嚴重にして、先づ國友鍛冶に他見他言を爲さざる誓紙を作らしめ、而して後造らしめたり、秘密設計なれば當時の文書等の存するものなきも、由緒書に左の文あるによりて其事ありしを知らるゝなり、

同(元)四年七月朔日、台徳院様御好御秘事三拾目玉御召筒拾挺、水野大監物殿御秘事之御書付被下置、年寄之外他見他言不仕旨神文を以て被仰付云々、

第十一節 鍛冶年寄役の將軍謁見

國友(神照村大)に「御目見例書」と題する一冊の記録あり、是れ鐵砲鍛冶の年寄役が將軍に會見せし時の覺書なり、其始めは慶長十一年にして、爾後幾百回代々の將軍に謁せり、之を御目見といふ、其謁見の常例は、將軍の代替り、鐵砲年寄方の代替りなれども、臨時の謁見は一二年間目に行はれたり、その際は多く鐵砲の調進を終りし時なりしが如し、鍛冶年寄を謁見の時は、元和元年家康が磨針嶺にて銀十枚を與へし先例により、將軍は白銀十枚を與ふるを例式となせり、幾百回に亘る御目見の年月を記すは繁に堪へざれば、左に初め數回の次第を記さん、

從先年江州國友御鐵砲張年寄四人之者共御目見仕候覺

一慶長十一年 駿府於御城、吳服一重宛頂戴仕候、(人名略す)

一同十五戌年 駿府於御城、

一同十八丑年 同上、

一同十九寅年 大坂冬御陣中にて、

一元和元年 大坂夏御陣中にて、白綾御紋付御小袖一重宛拜領、

一同御歸陣之御時 江州永原於御殿、御目見被仰付、此度之爲、御褒美、以上意、國友九百石餘之所拜領仕候、

一江州摺針坂にて 銀子十枚宛拜領仕候、至子後、銀子十枚宛頂戴仕候者、此時之御吉例也、

一元和四年 江戶於御城、銀子十枚頂戴仕候、

一同六申年、同八戌年、寛永元年、同四卯年、同七午年、以上五回、

何れも江戶城に於て御目見、白銀十枚頂戴の事を記す、

一寛永十一年 京都二條於御城、御小袖一重頂戴仕候、

一同十三年 御召鐵砲上納之節、江戶於御城、銀子十枚宛拜領仕候、

以下寶曆十年十一月迄幾百回の目見あり省略す、

第十二節 徳川家光と國友鐵砲

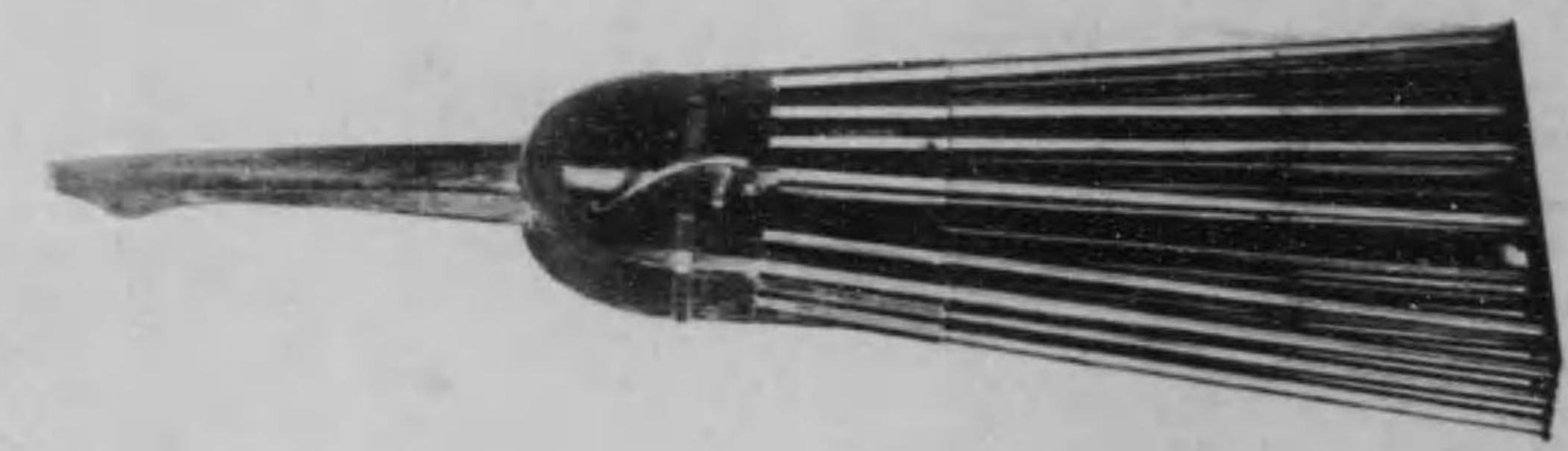
寛永九年四月、家光將軍職を繼ぐ、國友鍛冶は祝意を表せん爲め、上京して鐵砲一挺を獻ず、家光引見して白銀十枚づゝを與ふ、同十一年七月、家光上洛せし時、鍛冶年寄は之を二條に賀せり、家光命じて小袖一領づゝを與へしむ、翌十二年以後、幕府の府庫に準備すべき大小鐵砲を國友鍛冶に命じて製作せしむ、其調製したる鐵砲は栗笠より船運にて駿府に運び、駿府に留めざるものは之を江戸に運べり、寛永十七年、井伊掃部頭増封せられし時、國友村其領地となる、國友は慶長以後、幕府領なりしに、以後彦根領となりたれば、幕府の命を奉じて製砲を爲すに、幕府と領主との繁雜なる手数を要すべきを以て、其理由を以て、淺井郡小谷と代へ地せられ、元の如く幕府の領村となれり、

第十三節 連發銃の創製

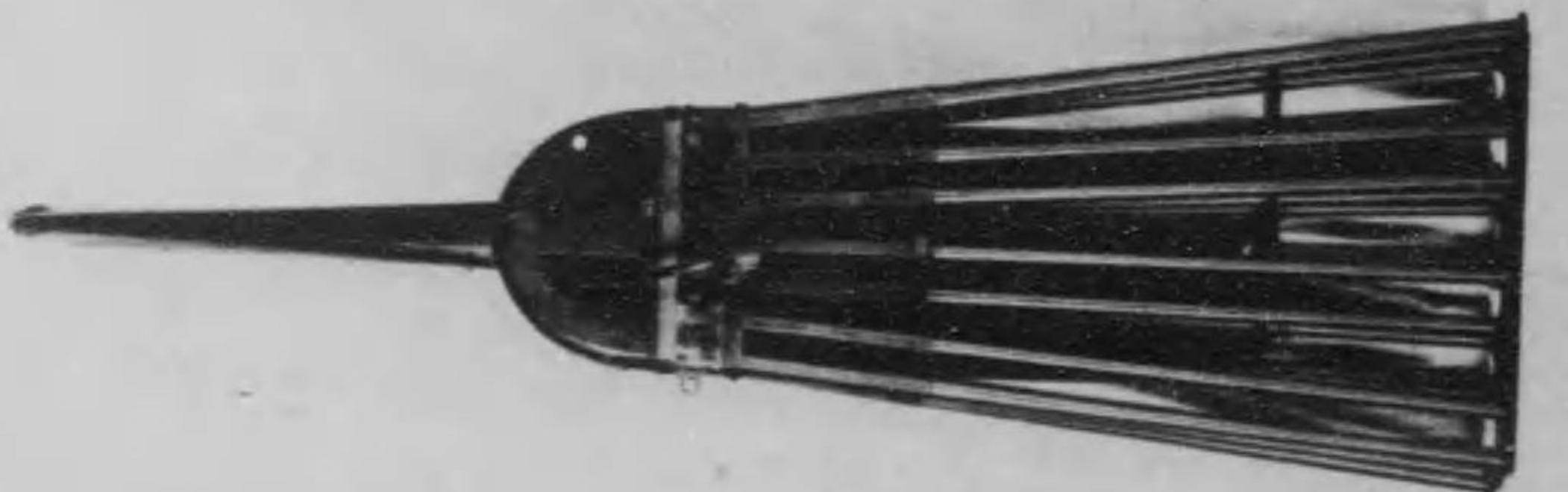
徳川家光の時、幕府の砲術師範役に井上外記なるものあり、砲術に長じ、當年外記流の一派を爲し、稻宮一夢と共に其名高し、某年其考案せし連發銃を製せんと欲し、國友の鍛冶國友甚太夫、同勘右衛門、同寛左衛門の三人を江戸城内の工廠に召し、旨を傳へて

砲術師範役 井上外記

銃身長二尺四寸三分 總長四尺三寸五分 國友勘右衛門作
幅一尺三寸七分



半面



正面

(東京遊就館所藏)

三連發、五連發、八連發、二十連發等の銃を製せしむ、三人命を奉じて之を製造し、功成るの日、家光の覽に供す、家光厚く之を賞し、外記の信任益々厚し、然れども城内秘庫に藏せられて、世之を知らず、明治元年幕府が江戸城明渡しの時、城内巽の武庫より、當年國友の工人が製作せし二十連發銃は出でたり、明治四十二年東京九段坂なる遊就館に陳列されたり、編者偶然之を認め、事務所に請ひて之を撮影せり、挿圖参照

誰れか知らん三百年前既に我邦に二十連發銃の創製あらんとは、而して其工人が本郡より出で、之を幕府の秘處に於て製せしと云ふに至りては、實に意外の感なくんば非ず、前に挿入せし寫眞、一は勘右衛門の製せしものにして、銃身に國友勘右衛門と銘を刻し、一は國友甚太夫と刻す、重量約十貫餘銃列を七つに分ち、其一列に三銃身を重ぬ、其中導火管の當る列に一銃を減す、元より明治の技術と比すべきものにあらざれど、國友工人の技量も亦悔る可らざるなり、

附記、井上外記と稻富一夢とは共に幕府の砲術役なりしも、製砲上の争ひより、正保三年九月二十六日、外記先づ一夢を殺し、而して己れも共に死せり、(寛政重修諸家譜)一説に二人の隙を生せしは此連發銃の發明に基けりと、(遊就館の揭示)

第十四節 小判堆き國友村

以上列記せし如く、國友製砲の業は徳川幕府の專買特許なりしが、元和元年より諸侯が注文する銃砲も、豫め幕府の允許を得れば製する事を聽され、製砲の業益々熾となりしが、家綱將軍の時に至り、慶長以來鐵砲の代價を米にて支拂ひし制を改め、江戸小判を以て支給することとせり、今寛文十一年の製砲高と代價を知るべき請取書の扣文あれば之を左に抄出せん、

請取申金子之事

合金子千七百六十三兩貳分者

但江戸小判也

右是は三匁五匁玉長さ二尺八寸の御鐵砲一千百七拾五挺の代金也、但し御鐵砲壹挺に付金壹兩貳分宛の積り、代金不殘儘に請取申處實正也、爲後日仍如件、

寛文十一年七月

御鐵砲張國友兵四郎

同七郎左衛門

多田所左衛門殿

酒依長兵衛殿

小林金右衛門殿

此の如く一箇年に多くの砲を製し、又多くの黄金を吸收せしが、世の太平につれ、武器の準備も年毎に多くの新砲を必要とせざるに至れり、されど幕府の製砲所たる國友の工人に其工を中止せしむる事も能はざれば、家綱は連年支辨の法を以て、絶えず新砲を製せしむることを命せり、時に寛文十二年九月晦日なり、これより年々五百壹兩の黄金は國友村の富を作りしなり、其定左の如し、

- 一 三十匁玉の御筒 三百四十一挺 此代金四千二百六十三兩二分
- 一 二十匁玉の御筒 八百三十七挺 此代金七千九百五十一兩二分
- 一 拾匁玉の御筒 千二百九十二挺 此代金八千四百一十一兩
- 一 三口合御筒二千四百七十二挺

右之御筒寛文十二年壬子の九月晦日に相極り被爲仰付候處、一度に被爲仰付候ては御つなごの爲に不能成候とて、壹年に五百壹兩二分宛毎年被爲仰付候に相極り申候、

訴訟人 善右衛門

兵 四郎

御月番 稻葉美濃守様

第十篇 徳川時代

御老中

久世大和守様

土屋但馬守様

板倉内膳様

七郎右衛門
助 太夫

御支配方御月番 瀧川長門守様

板倉市正様

大久保右京様

保條右近様

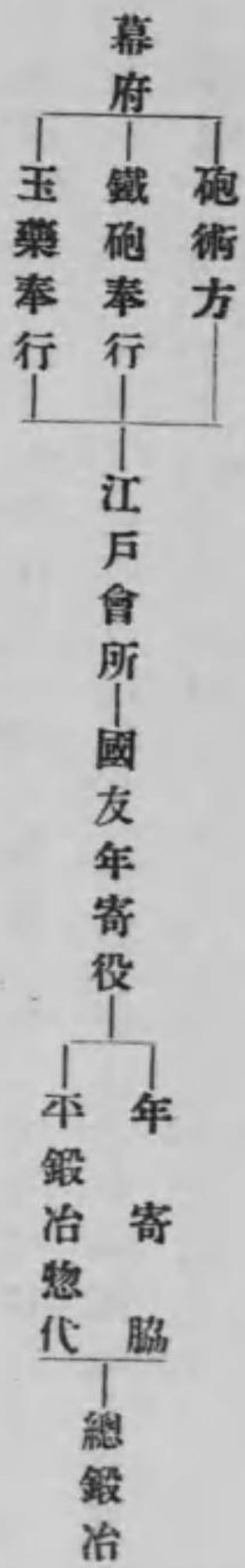
第十五節 武庫の鐵砲掃除

國友鍛冶が年々幕府の武庫に納むる鐵砲は充實するも、太平の時代には用ゆべくもあらざれば、時々研磨修整の必要あり、故に幕府は國友鍛冶を召して、各所の武庫に藏する幾萬の鐵砲を交々磨整せしむ、其命國友に下れば、鍛冶年寄は幾多の砲工を率ゐて、各處に到りて其任に服す、然れども江戸城にある秘器類、當時に所謂御秘所の道具は、年寄役に限りて掃除せしめられたれば、平鍛冶は其勞に加はるを得ざりき、鍛冶記録に

「大坂陣以來數十年來二條大坂城中の御筒掃除仕り、其後江戸にて御秘所の御道具從井上外記様被仰付、年寄共相詰罷在御掃除申上候」とあり、國友文書元祿十三年の「惣御藏御鐵砲高留書」にも其年の七月十七日より十一月十五日まで、毎日下人夫三十人づゝを役して、四千四百四十四挺の鐵砲を磨き上げたる事を記せり、但し是は竹橋新御藏并に御多門西所の分のみなりと記す、其他田安御門樓、麴町十丁目御門樓、竹橋御多門三箇所の砲數大小合して三千六百四十九挺、紅葉山下御寶藏と竹橋とに大小合二千四百七十六挺、猶竹橋新御藏并御多門二箇所に大小合二千二百四十挺等ありて、以上の砲數のみにて一萬二千餘挺の大小砲あるを順次掃除したるなり、その鐵砲の大、小より磨賃等の事は文書五八四に詳なり、

第十六節 鐵砲鍛冶の組織と出府中の給料

鐵砲鍛冶は總て年寄役によりて外交の事に當りしも、終には國友の出張所を江戸四谷區仲殿町に常設し、江戸會所と稱し、年寄の内にて交替に江戸に留り、幕府其他諸侯等よりの申附けらるゝ鐵砲の用務を聞き、會所は之を本國國友に通じて連絡を便にせり、其順序を表示すれば左の如し、



次に鍛冶が用向の爲め江戸其他に出で、職務をとる時は左の給與を受く、

御年寄	御鐵砲師一人脇	御手當	御道具代	年額合計
平鍛冶一人二付	七人扶持	七兩二分	十五兩	四十四兩一分
御金具師一人二付	五人扶持	六兩	十二兩	四十四兩一分
荒木取大一人二付	三人扶持	四兩二分六分	十兩二分	三十五兩一分九分
工組打	二人扶持	三兩	九兩	二十九兩二分
		銀二枚		二十九兩二分
				二分
				四十二兩

第十七節 牧野信成和蘭陀國に銃を誂ふ

信成は寛永時代の人なり、四品に叙し、内匠頭たり、某年國友鍛冶年寄兵四郎に囑して、圖案を作らしめ、其設計によれる鐵砲十挺を和蘭陀國に誂へたり、既にして和蘭陀人之を製して大坂に着す、信成は命を國友に傳へて、其裝具を精調せしむ、其文書(古文書五七一)年記なく、二月二十八日とありて、年寄役三人に宛てたり、文左に掲ぐ、

一筆申入候、其元相質儀無之由、善兵衛被罷下承り候、然者此以前兵四郎方頼入繪圖

いたし、おらんだ國へ鐵砲十挺誂申處、致出來、大坂迄參り候、其元にて、きりを通し、臺かな物など迄可仕候間、其心得可有之候、當り能き箇に候は、上様へ進上致し度候間、近日此方より具し可申入候、委しく善兵衛へ申渡候、恐々頓首、

文中に「きり」を通しとあるは、銃身の内部を掃除する事にて、和蘭陀國よりは銃身と機械部のみ到着と見え、「きり」を通し、臺木も金具等も國友にて調製すべきを申送り、命中して能き銃にてあれば、將軍に献上致し度しとの意なり、大坂より程近き和泉の堺は有名なる砲工の所在なるに、特に國友鍛冶に此命ありしは、曩に兵四郎の圖案せし關係もあれど、亦以て當時國友鐵砲の信用せられしを知るに足れり、

第十八節 徳川家治の誕生と國友鐵砲

元文二年五月二十三日、徳川家治誕生あり、幼名を竹千代と稱す、紀伊、尾張、水戸の三徳川氏、即ち所謂御三家は何れも鐵砲十挺宛を獻じて誕生を祝せんとす、水戸、紀伊の二家は自藩に於て之を製造せしが、名古屋藩主徳川宗春は幕府の鐵砲奉行を介して、之を鍛冶に作らしむ、但し三匁五分玉の銃十挺なり、國友兵四郎は之を五十五日間に調進するの約を以て、其命を承れり、時に六月五日なりしが、既にして功成り、八月十八日

之を納入せり、宗春は竹千代君二十九日社參の祝日に之を進獻せられたり、當時の受負證と留書存すれば左に記すべし、

九〇六

御鐵砲御數筒御請負證文

一、尾張様御用御鐵砲、但三匁五分玉十挺、鑄形鑄鍋鉾貫銚口槌共に被仰付、御注文之通り張上、日數五十五日切に急度上納可仕候、御請負證文仍而如件、

元文二年

國友兵四郎

巳六月

御奉行様

右之通者

竹千代五月二十三日御誕生に付、御三家方より御鐵砲十挺宛御宮參御祝儀御獻上被遊、紀州様、水戸様御兩家様は御手前に而被遊、尾張様に者御公儀御役人中御頼に付、佐々半左衛門様、服部八郎五郎様御世話に而、私共へ被仰付、急御用故五十五日切に御請合申上、六月十五日より八月十八日に首尾能上納仕、九月二十三日御獻上相濟、同二十七日御宮參相濟、依之爲御祝儀、尾張様より閏十一月十七日白銀二枚宛番手合□二百疋宛被下置、難有仕合奉存候、以上、

第十九節 終説

上文各節に於て徳川幕府と國友鐵砲の關係を列記したるが、此他幕府の末造まで代々の將軍は先例により、終始國友鍛冶に製砲の事を任託せられたる顛末を詳記するは、頗る冗漫に流るの恐あるを以てこゝには掲げずと雖も、各時代に亘りての概況は古文書編(五八二)の由緒書に就て知らるべし、但しこれより以後は太平の世にして、別に砲工の活動を要する事なければ、特筆すべき程の事實も認めず、只時に鍛冶工人の内訌或は彦根藩領との衝突等の些事ありしのみなり、されど大坂落城の時、國友村約九百石の地を免租とせられし特典も、後年代金を以て製砲せしむる時に至りて、其中の幾分は有租の地となり、享保九年より大和郡山柳澤氏の所領となりし後は、僅かに百餘名の石高を鐵砲高と稱して免除せられたり、要するに徳川氏の三百年間は幕府の御用鐵砲師として威權あり、收入も亦豊かにして天下の諸侯との間にも來往すべき便利あるを以て、砲工の諸國に召さるゝもの多く、又砲工を召さる諸侯は、其藩の御用工として工人と特約し、砲工より云へば各戸に其得意先の大名を定め、定例の用命に應じ、爲に富強なる別天地の一村を爲したり、故に其餘澤は皆に砲工のみならず、

種々の人材輩出して異彩を放ちたり、即ち刀劍裝飾に巧みなる臨川堂、姉水堂、樂水堂の如き、風炮の發明者國友能當の如き、文學に於ける富永滄浪、辻村篤、國友若拙等の如き、刀圭の名手として明正天皇の侍醫となりし三角有祐の如き、著名の人物頻りに輩出せしも、亦郡中の異例なり、各氏の傳は人物誌に記すべし。

第十八章 井伊直孝長濱町の朱印地を檢せしむ

年記なき十二月二十六日附、井伊直孝が木俣清左衛門、庵原主税、岡本半助、木俣半彌の四人に宛て送りし文書(古文書五)あり、其文を見れば、豫て長濱町へ豊臣秀吉が與へ置きし三百石の朱印地の四至を檢せしめし時の物なり、先づ其文書の年代を考へんに、文中に四年以前亥の年云々とあり、直孝は英主にして其治世も長ければ、亥の年も何年と確定し難きも、先づ治世中の前期なるべく思はる、元來井伊氏が長濱を領せしは元和元年、大坂兩陣の功によりて加封せられし時なれば、長濱城主内藤信正の後を承けて此地を襲ひ、それより長濱城を彦根山に移築して、築城の工全く就りしは元和八年なり、而して其翌九年は亥の年なり、文書中に見ゆる亥の年は此年を謂ふなるべし、されば四年後は寛永三年なるか、其全文長ければ之を記さざれど、太閤が赦免せし三

百石の區域内を丈量せしめしに、現在の土地は二百五十六石六斗二升九合にして、四十三石三斗七升の土地不足せしと聞く、そは長濱城池修築の際(内藤豐前守の修築工事)堀の用地となりて、侍屋敷を割き取りし爲なるべければ、其不足の分は順に町人屋敷の方へ擴張して、都合三百石になる所を以て改めて免除地有租地の境界となし、朱印地の内と雖も家屋を建てざる空地には地租を納むべきを命ぜり、之れ屋敷地として免租せられし地なればなり、かくて猶堀の周圍には植樹を爲さしめ置かば、將來長濱町人の爲になるべければ、併せて申附け置くべしとあり、直孝が長濱町に對する温情かくの如し、現在長濱町内には是より西或は北南長濱領と刻せる石標は、此時に建てられたるものならん。

第十九章 宿驛と街道

大寶令に定められし驛路の制は、戦亂の時に逢ひて喪失せしも、織田、豊臣二氏の頃より稍々舊に復せしが、徳川氏が天下を統一して四境漸く無事となるや、先づ諸道を改修し、驛路の制を定め、行旅交通の便を圖れり、此等の歴史につきては、専攻學者の著書に譲りて、こゝに掲げず、但こゝには本郡内の記録に見えたる斷片的史料を網羅して、

一郡の局部に係る参考に資せんことを、

第一節 徳川時代の宿數

中仙道の宿驛は草津より木曾を経て江戸に達す、其宿數六十九驛なり、其中本郡に四驛あり本郡各道の宿驛左の如し、

中仙道……………柏原、 醒ヶ井、 番場、 鳥居本、

北國街道……………米原、 長濱、

北國脇往還……………藤川、 春照、

古へは驛馬、驛舎等の稱あり、鎌倉時代より驛のことを宿ともいふ、徳川時代も亦其名繼承し、宿の字を以て驛のこととす、蓋し宿泊する場所の意より出でしなり、宿には宿役人あり、名主、問屋、年寄及び組頭の四役之れなり、彼等は宿政を分擔し、民政及び往還事務に關係す、本郡の大道は以上三道三角形をなして通じ、其中最も交通の頻繁なるは中仙道にして、諸侯の年々江戸に參勤して交代するもの、東海道を通せざれば必ず此街道に係れり、故に各宿に本陣、脇本陣なるものを定め、貴人の投宿に供す、古への驛長、又は宿の長者と稱せしと同じく宿長なり、而して行旅通運の事は問屋なるものを

置き、物貨の重量、人馬の賃錢を定めて、晝夜其事を擔當す、又宿に助郷なるものあり、助郷とは在々の村落より其用に應じて、補助人夫を出すことを云ふ、又街道を區劃して此を村落に分擔せしめ、並木の保護、街路の掃除を爲さしむ、その區分を掃除丁場といふ、今各宿につきて其宿の助郷及び掃除丁場等の詳細を調査せんとせしに、近き徳川時代の記録すら半は散逸して之を詳知する能はず、故に其中に於て文書記録の存する柏原宿の概況の一斑をのみ記し、街道に對する舊時の面影を偲ぶの料に資せん、

第二節 路傍の並木

道傍に樹を植うる制は奈良朝の時代より太政官符に見え、又延喜の雜式にも記され、たれば、其起原遠き事なり、但此時代の植樹は菓樹にして、一は行旅の休息、一は夏日炎熱を避けしむるの注意なりき、爾後鎌倉、室町の各時代にも時には補植せられ、徳川時代に至りては街路の制を定め、奉行を遣はして大に諸道の樹を補植せしめたり、柏原宿萬留帳に正徳四年二月、醒ヶ井、本郷、柏原、長久寺地内の街道に高五六尺、回り五六寸の松一千六百一本を植へしめられ、又寶曆七年五月の帳に柏原の町東に二百四十六本、町西に三百本の松を増植せし事を記るせり、中仙道の沿道は右と同時に補植せら

れたるは明なり、其後安永二年五月に奉行西猪太夫より並木保護の命令を達せり、そは宿役人と街道掃除丁場受持村々の庄屋と申合せ枯損木の跡には爾後毎年五月と十一月の二期に補植すべき事とせり、然れども間々植樹を怠りし村もありしにや、文政六年二月幕府は更に左の如き命令を中仙道の各宿驛に達せり、

中仙道筋宿々并間之村々往還筋道幅並木敷地等之内、左右田畑用悪水路等に切添、又者立枯等有之節、小苗木栽立不致、定杭紛失之儘差置候場所も有之、左右之内取締能類茂有之といへども、等閑之宿村多き趣相聞、不埒之事に候、前々申渡候趣堅相守、並木間遠之場所へ者、小苗木栽立、定杭紛失之分者、其支配御代官領主地頭江申立打立、並木敷地欠崩候處者、修覆を加へ、左右田畑用悪水路等江切添候場所者、元形之通築足、以來精々心添、若不取用處も有之者、早々可訴出候、右之趣於相背者可爲曲事者也、

第三節 掃除丁場

延享三年五月、中仙道に掃除丁場の制を設け、其區域を各宿に分屬し、各宿は其延長を各村に割當て、街道及び路傍の並木、敷地の掃除及び破損所修繕、並木枯損の植繼ぎ等

の任務を分擔せしむ、其區劃を掃除丁場といふ、各宿の記録見えざれば、之も記録の存する一部を記し、當年の狀態を知るの料とせん、
柏原宿の支配街道は美濃國境長久寺より梓の村境に至る、此延長二千三百四十間、之を二十二箇村に分割して、受持區を定む、
國境長久寺より始め柏原宿に至る迄、

一三十八間	長久寺村	一四十間	須川村
一百十七間	大野木村	一十一間三尺	寺林村
一八間三尺	上平寺村	一五十九間三尺	藤川村
一七十三間	杉澤村	一四十四間三尺	村木村
一八十二間	春照村	一百十六間二尺	大清水村
一百十二間二尺	清瀧村	一十一間一尺	長澤 <small>(柏原の枝郷)</small>
一十四間一尺	岩ヶ谷村	一十三間	大久保村

柏原宿の西より梓村境杭まで東より

一七百八十間	柏原村	一二百六十八間三尺	加田村
一五十五間	寺田村	一百〇六間	田村

一百五十三間 世繼村 一三十四間

高溝村

一二百〇四間三尺 顔戸村

醒井宿より番場宿迄の街道掃除丁場左の如し

一醒井宿地内三百四十二間醒井宿

一百十五間 枝折村 一十二間三尺

下坂村

一十二間三尺 高橋村 一六間

中村

一十四間 永久寺村 一三十間

戌亥村

一十四間三尺 永久寺村 一三十四間三尺

永久寺村

一十四間一尺 中村 一十七間五尺

下坂村

一二十間三尺 高橋村 一十三間三尺

中村

一三十六間 戌亥村 一三十七間

永久寺村

一九十六間 牛打村 一五間

永久寺村

一二十五間 日光寺村 一百四十四間

宇賀野村

一百五十四間 上丹生村 一二十六間

下丹生村

一百十間 樋口村 一二十九間

下丹生村

一百二十五間半 能登瀬村 一三十八間半

樽水村

一四十四間半 能登瀬村 一四十六間

山出村

一三十四間半 西坂村 一八十間

門根村

一三十九間半 西坂村 一四十八間

小一條村

一四間 布施村 一二十九間

久禮村

一六十七間 布施村 一五十間

飯村

一五十間 米原村 一二十間

明幸村

一二十間 武奈村 一三十間

樽ヶ畑村

一二十四間 同村 一四十八間

番場宿

一九十五間 番場宿

當時掃除に従事せし生存古老の談に、宿より其村の庄屋へ沙汰あれば、庄屋は誰々に罷出つべしと通ず、されば「こまざらへ」に辨當を擔ぎ中仙道に行きたりと、此語甚簡なりと雖も當時の行政を追想して、今昔の感に堪へざるものあるなり。

第四節 傳馬法と人馬賃金

慶長の十六年幕府傳馬法を令す、各宿驛に問屋を設け、行旅物貨の繼立所とす、常設の人馬駕籠を備へ日々遞送の事を辨ず、後に問屋は株を以て賣買せり、本郡柏原の問屋株は十二口なれども、株の賣買行はれ、盛衰によりて一間屋に幾口の株を買ひ占むる等あれば、舊記中に存する柏原宿の問屋は、六口、五口、四口等にて、十二口の株を所有したりき。

貨物の重量は慶長年間には四十五貫を以て一駄とせしが、寛永の初年より四十貫を以て一駄と改め、以後此法を以て明治の改新に及べり、柏原の萬留帳に本馬一疋の荷物、目方四十貫目の定めとあり、又輕尻馬かぢりと稱するあり、輕尻馬の一駄は目方五貫目の定なり。

第五節 宿の常設人馬

宿には常設の人馬を備へしも、其數の多寡は街道によりて差あり、中仙道は元和五年知行百石毎に人夫一人、百六十石毎に傳馬一疋、馬夫一人、諸鄉村は一年六人六疋と定めしが、公用の人馬徵發の増加により、常設人馬を備ふるの必要起り、寛文五年中仙道各驛に五十疋五十人を備ふることにせり、故に本郡の各宿には上り二十五匹二十五

人下り二十五匹二十五人の人馬を常設せり、役馬には駄賃の外に繼立給と稱し、年々米六石二斗二升(五斗)宛を給與せられたりしも、公家武家門跡等の交通頻繁なりし時には、特に救助米と稱し、臨時に増給せり、柏原の萬留帳に見ゆる臨時増給左の如し、

元文四年四月、役馬困窮に付御藏米貳拾五俵(四斗三)救助せらる。

延享三年十一月、役馬困窮に付米七十五俵救助せらる。

同四年役馬困窮に付米九十俵救助せらる。

寛延元年十一月、役馬困窮に付米九十俵救助せらる。

常設役馬の運賃 (柏原宿萬留帳)

萬治三年拾貳月定

柏原宿より醒ヶ井宿迄……本馬一駄 四十七文 輕尻馬一駄 三十三文(一里半)

柏原宿より今須宿迄……本馬一駄 三十二文 輕尻馬一駄 二十三文(一里)

延寶三年正月中仙道筋運賃二割増

柏原宿より醒ヶ井宿迄……本馬一駄 五十六文 輕尻馬一駄 三十六文

同宿より今須宿迄……本馬一駄 三十八文 輕尻馬一駄 二十六文

無賃馬

勅使、御宮方、御門跡、公卿の通行は人馬共に無賃なり、之を無賃繼立といふ、

人足

各宿の常設人足は五十人(上リ二十五人)にして、日々の勤務は宿駕籠を擔ひ、或は荷物を運送するなり、但し上り道の人足にして、重ねて下り道の荷物を運ぶ時は、重ね荷と稱し、二人分の賃金を得るなり、人足賃は總て本馬賃金の半額なり、萬治三年十二月の定左の如し、

柏原宿より醒ヶ井宿迄……人足一人二十三文

同宿より今須宿迄……人足一人十六文

延寶三年正月中仙道二割増

柏原宿より醒ヶ井宿へ貳拾八文 今須宿へ拾九文

木賃

木賃宿は明治の御世にもあれど、最下級の旅人宿の稱となれり、徳川時代に木賃といひしは、一般の宿泊料の謂なり、元和年間幕府の定めし木賃は、一人四文、馬一疋八文、薪を自辨とするものは其半額とせり、柏原宿萬留帳の延寶三年正月の冊に見ゆる木賃左の如し、

従前より主人一人拾六文、馬一疋十六文、召仕へ一人八文の處、自今主人一人三十二文、馬一疋三十二文、召仕一人拾六文と定められ候、

第六節 助郷

柏原、醒ヶ井、番場、鳥居本の四宿には前節に記し、如く五十人、五十匹の人馬を常設し、日々行旅、通運の事務を扱ひしが、武家の通行等にも多數の人馬を要する時は、其人馬を徴發すべき村落を定め置く、之を助郷と稱す、柏原に存する助郷帳(古文書)は天和三年九月、代官市岡理右衛門が制定せしものなれば、元祿以前既に助郷の制は定められしを知るべし、助郷に定助郷と加助郷との二種あり、定助郷は其宿より二里以内の諸村にて定め、宿の常設人馬を以て不足を生ずる時は、其鄉村に人馬の徴發を命ずるなり、故に定助郷といふ、加助郷は一に大助郷と稱す、皇族、門跡、公卿、武家等が大衆を率ゐて通行する時は、宿の常設人馬と定助郷の人馬を以て猶且不足するを以て、大助郷に其不足人馬の徴發を命ずるなり、かくて各宿并に各助郷の人馬が己れの家業の外に、如何に勞役に苦使せられしかは第七節に其一班を譲りて、こゝには各宿の助郷と助郷村落の變遷のみを記さん、

柏原宿定助郷 天和三年九月の定

長久寺村 岩ヶ谷村 大野木村 上平寺村 高番村 池下村 上夫馬村 萬願寺村

大助郷 (加助郷なり)

村居田村 春近村 小堀村 川崎村 辰巳村 佐野村(淺井郡) 今庄村(淺井郡)

法樂寺村(淺井郡)

元祿七年二月助郷の改正後の村數

長久寺村 岩ヶ谷村 大野木村 萬願寺村 清瀧村 須川村 大清水村 村木村 杉之澤村 長岡村 高番村 池下村 彌高村 上野村 西山村 本庄村 (合十六村)

文政十一年三月、彦根藩領八箇村を免じ、代ふるに左の二十四箇村を大助郷とせり、但し助部より出づる人馬は、其村の石高の率に應じて徴發せしにより八箇村に代ふるに二十四箇村とあれども、二十四箇村の石高全部にあらずして、其村石高の内幾部を助郷石高となしたるなり、

郷野村 高山村 野瀬村 木尾村 上野村 野田村 小室村 北野村 南濱

村 吉槻村 大濱村 唐國村 川道村 野寺村 新井村 香華寺村 田川村

瓜生村 川毛村 當目村 小野寺村 稻葉村(以上淺井郡) 下司村 保田村(坂田郡)

文政十二年十月、川道村困窮に付、助郷勤め方を免じ、代ふるに曾根村を加ふ、又嘉永二年八月、助郷村の内吉槻、野田、木尾、上野、高山、郷野、小室、北野、野瀬の九箇村困窮に付、爾後十五箇年間休役を命じ、代ふるに左の二十一箇村を以てせり、

古橋村 小山村 高野村 鍛冶屋村 谷口村 西村 中村 田村 寺師村 黒部村 龍寶寺村 池奥村 保樂寺村 徳山村 高畑村 岡谷村 伊吹村 大久保村 上板並村 下板並村 乘倉村

柏原一宿の助郷の變遷此の如し

醒井宿助郷

天和三年九月の助郷帳(古文書)に左の諸村醒井宿助郷と見ゆ

一色村 梓河内村 本郷村 宮川村 下坂村 南小足村(淺井郡) 弓削村 香華寺村 宮部村

又元祿七年二月の谷江文書によれば左の如き變遷の跡あり

大鹿村 山室村 本郷村 一色村 志賀谷村 下夫馬村 梓河内村 多和田

村 菅江村 加勢野村 上丹生村 枝折村 下丹生村 牛打村 北方村
 天和、元祿の間に於て助郷の變還せしは左記の如し、正徳四年十一月、琉球人入朝の御
 用人馬勘定帳に見ゆる同宿の助郷村落は、元祿七年の谷江文書に同じ、其後左の諸村
 が増助郷となりしこと谷江文書に見ゆれども、其年月詳ならず、
 布施村 小一條村 名越村 常喜村 鳥羽上村 本庄村 八條村 七條村
 永久寺村 小屋村 今川村 石田村 戌亥村 宇賀野村

番場宿助郷

此宿の助郷村名は古記録を見ざれば其始めは知り難し、正徳四年十一月の琉球人入
 朝御用人馬勘定帳には、左の諸村が番場宿の助郷たりしを記せり、
 西坂村 久禮村 門根村 樽水村 樋口村 寺倉村 箕浦村 新庄村 高溝
 村 舟崎村 加田村 西園寺村 日光寺村 米原村 能登瀬村 顔戸村 岩
 脇村 上多良村 中多良村 下多良村 飯村

此後の變還は記録を見ざれば記し難し、但し加助郷が遠き淺井郡の諸村にまで加へ
 られしはありしならん、

鳥居本宿助郷

鳥居本宿助郷は其宿助郷村名を知るべき資料を見ざれば記載し難きも、本郡中梅ヶ
 原村以南の諸村と犬上郡の諸村とを併せて其助郷たりしは其宿古老の談によりて
 知るべし、編者同宿につき當時の助郷を知るべき記録を尋ねたれども其村名の明な
 らざるを遺憾とす、

宿ご助郷ごの定約書

寶曆九年五月、各宿と助郷の諸村との間に於て、人馬勤め方に付き定約書を交換せり、
 其條項二十二條よりなる、一々述ぶるは煩はしきを以て、こゝには省くと雖も、其要領
 は互に圓滑を旨とし、無用の勞役を省き、公平を以て驛路の用務を助くるにありき、

第七節 人馬勞役數の一斑

人馬勞役數の多寡は其年の通行多寡の如何によるも、又質素と奢侈の時運によりて
 異れり、左に柏原宿萬留帳に記せる中につきて二三年の分を抄出すべし、

柏原宿人足	(元祿十三年)	五、一七三	(寛保元年)	六、三二〇	(寛政八年)	一、〇九二
助郷人足		三、七一一		四、九八六		一、三〇一

(人足合計)	八八九〇	一、一三〇六	二、三九四〇
柏原宿馬	五三一九	一、〇九九七	一、三三六三
助郷馬	一七二四	一六八〇	三七五九
(馬合計)	七〇四三	一、二六七七	一、七一二二
備考	助郷十六箇村	助郷人足百に付六十三	外人足八千二百九十四
		人七分馬二十一匹四分	人宿駕籠百三十三丁備付

宿驛の人馬が宿驛の事に忙殺せらるゝは、自然の理なれども、各村にありて農桑の業務に服する人民が、本業の外に此の如く驛次の事に徴發せらるゝは、苦役ともいふ可く其殖産上に打撃を招くや必せり、蓋し漚笛一聲夢を載せて長途を馳驅せらるゝ明治の人士が想像にだも及ばざる處なるべし

第八節 例幣使と御茶壺通行

生存古老の談に、封建の時代街道通行の中に於て、例幣使と御茶壺は特に花やかに且嚴めしきものなりきと、例幣使は徳川家光の時、伊勢神嘗祭の奉幣の例に習ひ、田二百石を進めて、日光の東照宮に例幣の料となさんことを請ひしが、朝廷之を允せり、是より毎年四月十日(忌日)に參議を遣はし、日光に奉幣せしむる事となりて、例年中仙道を

通行することゝなれり、御茶壺の通行は山城宇治の茶師(御物茶師)上林家より將軍に新茶を送らんが爲めなり、上林家は將軍家飲料の茶を掌り、朱印地を領して代官格たり、御茶壺通行は寛永九年徳川家光が之を宇治に送りしより始まる、初め家光は天下の大名が己れの威勢に服従するや否やを試みん爲に、故意に威勢を持たせて通行せしめしに、諸國故障なかりしかば、吉例なりとて、毎年三箇の茶壺を宇治に送り、上林家にて新茶を詰め、之を幕府に還す制となれり、柏原宿萬留帳に其狀況を記すこと詳なれば左に安永六年の條を示さん、

五月四日、御茶壺御迎ひに付登り、人足二十四人、馬十三匹、外に賃人足三人、賃馬三疋、但し二條御番所役人附添、

六月四日、御茶壺下向(下向は東行)

御茶壺長持御物三棹、各銘あり、外凡三十棹、馬附凡三十駄、宰領二人衆、三人衆、五人衆、

御數寄屋頭一人、御數寄屋二人、奉行大坂城御番一頭、

御朱印人足九十八人、馬三十四疋、外に賃人足二十二、賃馬九疋、

大坂御番所宇都宮京三郎様御附添、

添人足四百五十六人、添馬十三疋、

人足合計五百七十六人

馬合計五十六疋

九二六



柏 (通行は晝
夜の別な
く、割符を
以て各宿
驛にて繼



鳥居本宿人足
如何に公儀の示威遞送とは
札云へ、僅に三箇の茶壺にかく
りしと記載せり)

多くの人馬を勞せしとは今日より想像し能はざる大業の企といふ可きなり、

第九節 飛脚と運賃

元和元年大坂城在番の諸士、東海道宿驛の驛長と議し、其家隸を以て飛脚となし、毎月三度八の日を以て東海道を往復す、これを定飛脚の濫觴とす、さればこは大坂、江戸間武人の用便に止まりしが、後大坂の商沽等これに倣ひ、飛脚を以て業となすもの起りしが、寛文三年に至りて三都の商人相議し、更に町飛脚問屋の法を定め、公私の別なく、毎月三度二の日を以て發す、同十一年更に金銀の遞送をも開始したり、後屢々飛脚の法則も改善せられ、天明二年よりも飛脚問屋の株式を許し、通信運搬の事漸く完きに至れり、然れども一紙の郵便端書を以て臺灣、朝鮮より北は樺太まで用を便するが如き明治聖代の比を以て論ずべきに非ず、左に天保元年より元治元年に至る江戸、大坂間定飛脚仲間の運賃定則を記して參考とせん、

(受)	(出)	(運)
(定)	(日)	(品)
(日)	(日)	(貨)
六日限	幸便	書狀一封 銀貳匁
同日	同	荷物一貫目 銀五拾匁
同日	同	金百兩 銀五十五匁
七日限	幸便	書狀一封 銀壹匁五分
同日	同	荷物一貫目 銀四十匁

(解)
六日限、七日限、八日限、十日限とは當地を出發してより江戸表届け先へ着する間の日数を云ふ、然れども此唱有る無實にして、其實六日限と云ふも概れ九日目に着き、八日限は十二日、十三日目に着き、十日限に至ては十七日乃至十八日にして着するものなり

同	八日限	同	金百兩	銀四十五匁
幸便	書狀一封	銀壹匁		
同	同	荷物一貫目	銀參拾匁	
同	同	金百兩	銀參拾五匁	
幸便	書狀一封	銀六分		
同	同	荷物一貫目	銀拾五匁	
幸便	金百兩	銀貳拾匁		
並便	書狀一封	銀三分		
同	同	荷物一貫目	銀九匁五分	
同	同	金百兩	銀拾壹匁	
仕立	封物百目限	金七兩貳分		
正三日限	同	金四兩貳分		
正四日限	同	金四兩		
正五日限	同	金參兩貳分		
正五日限	同	金參兩		
正六日限	同	金貳兩貳分		
正六日限	同	銀七百匁		

幸便とは二五八の目、一ヶ月すべて九回、集る所の運送物品を一纏にして、江戸を發するをいふ、先に六日限の九日目に着すると云ふも、すべてこの定日より算するものなり、

並便とは其到着最も速る、ものにして、概ね二十五日乃至二十六日を経るに至る、

仕立とは其物品一個に限り、時日を論せず、即刻別人を以て運送し、其受領日限三日より六日に至るまで、すべて約定の如くこれを運へざるものな云ふ、

正三日限、嘉永六年より始めてこれを受領ふ、
 催合便、先に申す所六日限、幸便の有名無實なるを以て、文久三年始めてこの唱を設け、同二、五、八の日を以て當地を發し、概ね七日目にして到着するものとす、

第十節 宿驛の名物

街道を往來する日々公私の士人は其數頗る多きを以て、各宿驛には旅館、茶亭の設備整ひたりしも、亦各驛に種々の名物を鬻ぎて營業とするもの起れり、本郡各街道の名物其數少からず、左に之を列擧すべし、

(一) 柏原の伊吹艾

伊吹艾は蓬草を以て製せしに始る、蓬は膽吹山の名産にして、古人の膽吹山を詠する者、多くは伊吹の「さしも草」を枕詞となす、膽吹艾の起原分明ならざれども、平安朝の頃より其名ありしが如し、柏原は膽吹山西南の宿驛なれば、終に此地の名物となりたるなり、至盛當時は、艾屋十餘軒を連ね、參勤交替の諸侯を始め、士人の需むるもの多く街道名物中に於ても殊に著名なり、柳澤淇園の著書「獨寐」に曰く、

過ぎし頃ひ美濃國と近江國とに秀るいぶき山のもを過ぎて見れば、虎屋、龜屋などの店ありて、製法もぐさど云ひて、紙袋に入れてあきなふ、里人の云へるは、龜屋と

いへる店の方きわめてよしといふ、龜屋とやらん名有る店も有やうに、乗物の内よ

九三〇



り見なしてありき、ある人の云ひしも市川團十郎が製法の伊吹もぐさの狂言より、一しほさかりに、是も世にもてはやして、三升の紋付けしもぐさでなければ、人も灸をせぬ様に成て、云々、

又近松門左衛門作の抱狩劔本地は寶永六年竹田座の淨瑠璃にして、三の切は當時大にもてはやされ、サンヤレサンヤレと伊吹艾の功能云々と見へ、伊吹艾の聲價の高かりしを推知すべし、文政年間の俗謠に、江州柏原原吹山のふも



と龜屋佐京のきりもぐさといふあり、艾は多く龜屋の稱號を附す、是れ灸をなせば身を健康にし龜と同じく、萬年の壽を保つの意より出づるなりと、明治維新後街道の人影絶へ、業を停めしもの多く、今は唯龜屋佐京一軒を存せり、

(二) 醒ヶ井の餅

醒ヶ井宿の名物は滾々たる清泉と尻冷しの石地藏となり、これによりて行旅の足を止め、古人の詠歌も少からざれども、賣品には餅の名物ありて、醒ヶ井餅の名諸國に聞



ゆ、幕府領の代官職たりし(本郷村代官市岡理右衛門が(寛文四年より貞享元年迄二十一年在住))三河國吉田宿(今の豊橋)に滞在したる信濃の小笠原長治に醒ヶ井餅を贈りしことあり、即ち三月二十五日附の小笠原能登守より市岡へ宛てたる返書の一節(古文書五四九)に、殊

醒ヶ井餅一箱被贈下忝存候云々と見えたり、以て醒ヶ井餅の名物なりしを知らる、

(三) 磨鉢嶺の餅

番場の宿には北條仲時以下一族四百餘人の終焉地として有名なる蓮華寺あれども、

他に名物の賣品なし、されど蜿蜒たる磨針嶺を登れば琵琶湖の風景を一望に瞰下せらるゝ地點に茶亭を建て、名物として餅を賣れり、磨針餅是なり、

(四) 鳥居本の神教丸と合羽

鳥居本宿には有名なる賣藥神教丸あり、神教丸は古き藥法にして、山津照神社の神教に創まるといふ、山津照神社を中古青木宮と稱せしより、また青木神教丸の名あり、井伊氏が彦根に封ぜられ、鳥居本宿の發展せし後、有川氏神教丸の藥肆を開き、終に同宿の名物となりたり、又鳥居本には合羽の名産あり、鳥居本合羽は享保五年五月同地の人松本彌太郎の創始せし所なり、人物誌に

江州鳥居本村
赤五神教丸
本有川市郎兵衛

本江州鳥居本宿
大極合齋紙所
家丸田屋彌太郎

詳記すべし、

(五) 田村の權平餅

鳥居本宿を北に出で、北國街道を長濱に出づる沿道に田村あり(六莊村)此村名物權平餅あり、其創業年代詳ならず、此地を過ぐるもの此餅を食はざれば、死後閻魔王の前にて申譯けなしとの俗傳を存す、池大雅堂曾て此地を過ぎ、同店に憩ひし時、ごんべもちの商牌を揮毫せりとして、筆痕淋漓今猶存す、

(六) 春照の伊吹艾

北國脇往還の春照宿にも名物伊吹艾を鬻ぎしも、北國路の交通は中仙道の頻繁なるに比すべくもあらざれば、春照宿の伊吹艾は、柏原宿の如く著名ならざりき、

第二十章 延寶の檢地

曩に天正十九年と慶長七年とに檢地ありし事は、其時代の各篇に記したるが、延寶年間幕府は命を下して、更に改正の檢地を行はしむ、當時本郡は井伊氏の提封郡の八分を占めたりしかば、幕府は爾餘の幕府領をも併せ、檢地の事を彦根藩に委囑したり、同藩にては其臣戸塚左太夫、内山太左衛門を檢地總奉行として、延寶五年より本郡の檢

地を始め、同七年七月に至りて各村に檢地帳を配布せり、檢地の年月は村々によりて異なれど、各村に交附せし檢地帳は總て延寶七年七月十九日と記し、檢地關係役人の氏名を列記す、今本郡内に存する同年の檢地帳を見るに、惣奉行たりし戸塚左太夫、内山太左衛門の二人の氏名は各村の檢地帳に記さるゝも、檢地元締以下竿奉行等は各村互に相違して、一定せざりき、是れ其村の檢地に關せし人の異なるによれるなり、當時檢地の狀況を知るべき記録、柏原宿萬留帳に記さる所左の如し、

延寶五年爲御檢地彦根より柏原へ御越被成候御役人

一、御檢地惣奉行 戸塚左太夫、内山太左衛門、

一、御檢地元 大久保彌五右衛門、宇津木六之丞、山田甚五右衛門、

一、御檢地役人 岡次左衛門、

右御役人衆は折々郷村へ御巡村被成候、

一、竿奉行 坪岡七郎兵衛、松浦所左衛門、

一、目付 竹内久右衛門、

一、勘定役 不破松右衛門、川原利兵衛

右壹組延寶五丁巳年四月貳拾九日、當村へ御越し、五月朔日より三日迄領回り、四日

竿始め、梓村境小川惣作納木荒より打始め、長澤前御仕回り、田植の最中故御斷申し、暫く御休、五月十五日より大久保村へ御引越、依之御助竿之衆六月三日御越し、

一、竿奉行 山中元右衛門、加田源兵衛、

一、目付 牧八郎兵衛、

一、勘定役 大橋五兵衛、關谷孫左衛門、

六月十一日先竿奉行坪岡七郎兵衛御同道、

一、竿奉行 林田加左衛門、荒居次太夫、

一、目付 馬場治郎平、

一、勘定役 中澤孫左衛門、速水由右衛門、

右三組六月拾貳日より三手に分れ、七月八日に田島御打仕舞、九日に彦根御引、盆中御休、同十九日に御越し、二拾日より山々御檢地、貳拾貳日に相濟、貳拾三四日兩日位付け、御吟味、貳拾五日御定、坪岡殿の御組は五の坪村へ、山中殿御組は能登瀬村へ、林殿田御組は速水村へ御移りに相成候、檢地帳面は延寶七年に御出來頂戴仕り候、帳面の奥書左之通、

右者江州坂田郡柏原村檢地依被仰付候、六尺間竿を以て壹段三百歩也、町段畝歩員

數斗代高下分量委細書記帳面相極置者也

延寶七己未年七月十九日

檢地惣奉行	戸塚左太夫
同	内山太左衛門
同元	大久保彌五右衛門
同	岡次左衛門
同竿奉行	坪岡七郎兵衛
同	松浦所左衛門
同	林田加左衛門
同	荒居次太夫
同	直江作左衛門
同	勝野傳左衛門
同	山中元右衛門
同	加田源兵衛
柏原村庄屋	彌五左衛門
同村案内	孫 六

同村案内 五 太 夫

延寶檢地の特色は長六尺の間竿を用ひたれば、慶長檢地の六尺三寸竿に比し、一間に三寸の差を生じたれば、各村共に段別の増加甚だしく、随つて石高を増したり、當時柏原一村にて、其石高にて三百十七石七斗七升一合を増したり、其隣村大野木村にても二拾七町四畝十四歩の増段別、貳百三十三斗六升八合の増石高となりたり、されば此等の比例による時は、全郡の段別と石高との増加の尋常ならざりしは知らるべし、全郡段別の増加數は詳ならざれども、慶長檢地に比して石高の増加せしは左の如し。

慶長檢地の全郡石高	六七二〇八 ^石 三六八 ^合
延寶檢地の全郡石高	九一四四二、二三六
(増) 石 高	二四二三三、八六八

第一節 延寶檢地帳の記載方

天正、慶長二回の檢地帳は其記載法頗る單純なれども、延寶の檢地帳に至りては、小字名、地目(縦何間何尺、横何間何尺)、段別(分米)(今の地價)、斗代(地租)、所有者名の外更に古檢(慶長檢地)の地目と段別とを肩書にして、地目異動、段別の相違をも明にせり、記載法左の如し

延寶七年の檢地帳

字御基

古檢上田拾三步

一上畑三間四尺 拾六步

小市

此分米貳升九合

但五斗五升代

同所

古檢上田四畝六步

一上田十一間五尺 七畝八步

氏之助

此分米壹石九升

但壹石五斗代

第二節 斗代

斗代は天正檢地の章に詳記せし如く、地租率にして、各村其率を異にす、延寶檢地の斗代につきて、柏原村の斗代と其郷に接續する大野木村との斗代に、左の如き差異あり、以て一般を推知すべし、

上々田(柏原村) 一石六斗代 (大野木村) 一石六斗代

上田	一石五斗代	一石五斗代
中田	一石三斗代	一石三斗代
下田	一石二斗代	一石代
下々田	一石代	八斗代
上畑	八斗代	五斗五升代
中畑	六斗代	四斗代
下畑	四斗代	二斗五升代
下々畑	三斗代	一斗五升代
木荒	一斗代	八升代
屋敷	一石代	一石代

第三節 特殊の檢地

延寶檢地より二十五年以前なる承應三年八月に、本郡内或る村落に地を檢せし事あり、之を承應の改出しと稱せし由上坂記録に見ゆ、蓋し延寶檢地の前提にして、此の改出しを試みし結果が、後に延寶の檢地を呼起したるものなるべし、須川村(柏原村大)

には承應三年の檢地帳を存す、檢地奉行は黒屋又七郎、山下藤太夫の二人にして、承應三年十月十八日と記せり、但し承應の改出しありし村々は延寶の檢地は行はれざりしが如し、

第二十一章 宮川藩の創立

宮川陣屋は元祿十一年堀田正休の此地に封ぜられしに始まる、正休の父堀田正盛は徳川家光に仕へ、寛永八年御扨從組番頭となり、同十二年老中に進み、武藏川越の城主となりて、三萬石を領せり、同十五年信濃國松本に移封せられ十萬石となり、十九年更に下總國佐倉に轉じ、十二萬石となり、後三萬石を加増せられ、十五萬石となれり、慶安四年四月二十日、將軍家光薨す、正盛殉死す、故を以て幕府は特に堀田家を優待し、其子正信に遺領を與へ、本多、榊原等と同じく、功臣の列に加へられしが、萬治三年十月八日、老中松平信綱の專横を憤慨し、上書して京を辭し、封地佐倉に歸り、封地を返上せり、幕府は正信に一萬石の地を與へ、信濃飯田の城主脇坂安治に預け、其子正休にも新に一萬石を與へ、上野國吉井に封せられしが、元祿十一年三月、本郡宮川に移封せられたり、之を宮川藩の創立とす、宮川は現在の南郷里村大字宮司の東部なり、宮司は宮川村下司

村を合併したる後の余名なり、堀田氏は此地に邸宅を築き、宮川陣屋と稱せり、正休の嫡子采女正朝を経て、其子加賀守正陳の時、寛延元年三千石を加封せられ、一萬三千石となる、正陳の子出羽守正邦、豊前守正毅を経て正民に至る、正民性書を好み、雅名あり、其子豊前守正義、加賀守正誠繼ぎ、子正義に至り、明治維新となる、明治二年版籍を奉還して、東京に移住せり、茲に於て宮川陣屋の廢趾一帶桑園となれり、正義東京移住後は、赤坂區、下谷區等の區長となり、明治十七年七月子爵を授けられ、二十二年六月、筑豊鐵道會社社長となり、二十三年貴族院議員となり、後暫く遞信大臣となりしが、明治四十四年病で卒す、現主子爵正享は其嗣なり、宮川に封せられし當時、本郡内に存する幕府領の中左の各村其領地となれり、

- 一 長久寺村の内 十四石五斗四升一合
- 一 岩ヶ谷村(柏原村 枝郷村) 百六十二石四斗四升八合
- 一 大野木村の内 九百八十八石九斗六升
- 一 上平寺村 七十七石四斗四升六合
- 一 高番村の内 百七十二石五斗三升四合
- 一 村居田村 五百五十三石八斗一升四合

- 一 坂口村 二百十六石一斗六升五合
- 一 萬願寺村の内 七十八石二斗三升三合
- 一 一色村 二百六十五石三斗八升
- 一 多和田村 九百五十五石六斗四升四合
- 一 下坂濱村の内 百〇五石七斗九合
- 一 宮川村 五百八十二石二斗九升
- 一 下司村の内 三百六十六石八斗一升四合
- 一 南小足村の内 五十一石六斗四升三合
- 一 春近村 四百四十四石四升五合
- 一 口分田村の内 一千十五石五斗九升
- 合計十六箇村 六千五十一石二斗四升六合
- 本郡以外の領地左の如し、
- 一 蒲生郡丸山村 二百二十五石三斗九升九合
- 一 同白部村 百十七石九斗五升一合
- 一 甲賀郡下山村 二百二十五石七斗三升二合

- 一 同郡野田村 二百三十一石五斗一升一合
- 一 同郡野尻村 五百七十二石二斗一升六合
- 一 同郡野川村 七百六十六石五斗七升九合
- 一 同平野村 百七十五石五斗二升二合
- 一 蒲生郡上廻 六百七十六石三斗八升五合
- 一 同郡庄村 九十九石一斗四升
- 一 同郡土田村 九十四石六斗二升六合
- 一 愛知郡讀合堂村 五百八十二石四升五合
- 一 同郡藪村 八十五石二斗一升七合
- 一 同郡妹村 二百五十石
- 一 野洲郡小南村 千四百九十七石三升
- 一 同郡小南新村 九石一斗一升五合
- 一 同郡小田村 百九十四石二斗六升六合八勺
- 一 同郡中北村 百〇五石八斗七升八合
- 一 滋賀郡南濱村 三百二十二石五斗〇五合

- 一同郡北濱村 七十三石四斗五升五合
- 一同郡木戸村 六百四十三石九斗二升七合
- 一同郡大物村 百七十石四斗五升六合

第二十二章 諸侯及び旗本の領地

慶長、元和の間、本郡内井伊氏の領地となりし諸村の外は幕府領となり、代官所を置き、て其行政を施し、事は前章に説けり、然るに爾後年を閲する間に幕府が天下の侯伯を移封せしむる爲、領地に變遷を來し、或は有功者を封じて領地を與ふる等により、本郡内の幕府領も終には悉く諸侯及び旗本の所領となり果てたり、左に井伊氏(彦根)堀田氏(宮川)の提封以外の領主と所領とを記さん

第一節 京極氏領

鎌倉時代よりの領主なりし京極氏も、勃興の後は頗る衰頹を極めしが、慶長五年徳川家康高次の軍功を賞し、若狭小濱に封じ、八萬五千石を與へ、後近江國高島郡の内にて七千餘石を増封せられたり、高次卒し、子忠高父が天津陣の戦功により、越前敦賀郡二

萬五千石の地を加増せられ、尋いで寛永十一年松江に移封せられ、二十四萬石の領主となり、嗣なきを以て卒後封を除かれしも、高次の庶子高政の子を養ふて嗣となす、高知これなり、乃ち新に播州龍野に封せられ、六萬石を與へられしが、萬治元年讃岐國丸龜六萬石に轉封せられたり、是れより先き天正十九年秀吉松之丸に江州蒲生郡の中長田村、野田村二千四十五石餘を與ふ、慶長三年八月八日、松之丸は之を高次の室常光院に讓る、常光院逝去に及んで長田村の内三百石を今出川右大臣宣季公の室(常光の養女)に、野田村の内百十石を若州常光院に附與し、其殘餘は忠高の食封中に入れり、寛永十五年高和嗣ぐに及び、幕府に請ふ所あり、同年二月十五日、長田村之内三百石を新に常光寺に寄附するの朱印を賜ふ、高和の長子高豊嗣ぐに及び、寛文四年蒲生郡長田村、野田村二村千四百四十五石餘の地を加封せられぬ、高豊また本郡清瀧村は祖先以來墳塋の地なるを以て、其所領の内播磨國の二村を返上し、替ふるに清瀧村を與へられんことを請へり、

寛文十二年幕府之を允し、清瀧村四百八十九石七斗と大野木村の中九十七石三斗九升との地を與へたり、爾來此二村は京極氏の領地として明治維新に至れり、

第二節 柳澤氏領

柳澤吉保は徳川綱吉の知遇を蒙り、綱吉の將軍となりし後益々重用せられ、老中に擧げられ、松平の姓を許さる、尋で大老となり、甲斐城十五萬石に封せらる、故に松平甲斐守と稱せり、享保九年封を大和國郡山に移されしが、同年六月近江國蒲生、神崎、坂田、淺井、高嶋五郡の中に於て六萬石の地を領せり、本郡内其領地となりしは左の十三箇村なり、

- 一 長久寺村の内 八十三石七斗一升二合
- 一 柏原村の内 二千百五十石一升五合
- 一 梓河内村の内 七十七石一斗二升一合
- 一 上野村 七百六十六石七升三合
- 一 山室村の内 百石二斗七升七合
- 一 大鹿村の内 七十石五斗三升三合
- 一 本郷村 五百八十五石六斗二升四合
- 一 醒ヶ井村 五百二十八石四斗二升
- 一 能登瀬村の内 二百九十六石三斗五升八合

- 一 勝村之内 二百八十石四斗二升六合
- 一 川崎村之内 二百二十四石一斗三升三合
- 一 戌亥村之内 百二十三石二斗三升二合
- 一 國友村 八百八十六石六斗六升五合

計

六千七百七十二石六斗四升九合

當時郡山藩の行政は近江國の領地を二區に別ち、一は神崎郡金堂村に役所を置き、南三萬石の政所とし、一は高嶋郡海津に役所を置き、北三萬石の役所とせり、本郡内の郡山領は金堂役場の治下に管せられぬ、各郡の村數左の如し、

- 蒲生郡二十六箇村 神崎郡十三箇村 坂田郡十三箇村 淺井郡^{東十七箇村}_{西五箇村}
- 高嶋郡二十九箇村

第三節 加藤氏領

賤ヶ岳の七本槍として又秀吉征韓の役に水軍の將として驍名ありし加藤嘉明の裔佐渡守明英天和二年水口城に封ぜられしが、元祿八年一旦移封せられ、間もなく明英の孫嘉矩、正徳二年更に水口城に歸封せられ、二萬五千石を領す、本郡内其所領となり

しもの左の如し、

- 一大鹿村之内 八百九十五石三斗四升七合
- 一山室村之内 三百八十七石一斗七升八合
- 一堂谷村 四百三十七石二斗九升六合

第四節 水野氏領 (紀伊)

慶長七年九月、徳川家康水野平右衛門の功を賞し、本郡志賀谷村(東黒田村大)及本庄村(宇志賀谷)にて知行千石を與へたり、文書左の如し、

江州坂田郡志賀谷村九百九十四石三斗九合、本庄村之内五石壹斗壹升七合、都合千石之事宛行訖、全可領知者也、仍如件、

慶長七年九月晦日 黒印 家康

水野平右衛門

水野氏は後に紀州家康の家老となり、和歌山に住せしが、本郡内の領地は永續して廢藩置縣の時に及び、其間志賀谷村に代官所を置き、郷士阿原氏代官職として、水野氏領地に係る事務を執れり、本庄村は現存の大原村大字天満なり、(天満は本庄村油里村併合の村名なり)

第五節 水野氏領 (羽前山形)

徳川氏の初世、水野監物の盛名ありし忠元の裔忠邦、三河國崎城より山形に移封せらる、本郡内其領地となりしは左の諸村とす、

- 一 伊吹村 六百七十七石九斗六升九合
- 一 大久保村 百四十八石四斗八升八合
- 一 小泉村 百四十五石一斗八升八合
- 一 上夫馬村 五百六石四斗七升一合
- 一 小堀村 五百十九石七斗七升六合
- 一 南小足村之内 三百十二石六斗五合
- 一 保多村之内 百三十六石一斗二升三合
- 一 辰巳村之内 二百七十八石九斗八升一合

第六節 成瀬氏領

成瀬隼人正正成の後なり、尾張犬山城に封せらる、其提封となりしは左の諸村なり、

- 一 高番村之内 百九十七石七斗九升六合

- 一 垣籠村 四百三十三石二斗三升七合
- 一 保田村 三百六十八石九斗六升七合

第七節 旗本領

幕府の麾下に直隸して、其領地一萬石に満たざるものを旗本といふ、本郡内旗本諸家の所領は左の諸村とす、但し其中に於て内藤氏は其孫裔本郡に存して、史料豊富なれば特に詳記すべし、

内藤氏領

内藤四郎左衛門正成は三河の人なり、始め封を武藏柏間村に受け、五千石を領せしが、其男安成戦功により慶長七年九月、本郡内に於て二千石を加へられ、徳川氏の旗本となれり、當時の文書左の如し、

江州坂田郡長澤村千三拾壹石九斗八升四合、大東村三百拾九石九斗五升四合、本庄村之内六百拾八石六升貳合、都合貳千石之事宛、行之訖、全可領知者也、仍如件、
慶長七年九月晦日 黒川(家康)

内藤四郎左衛門どのへ

前記紀州の水野氏が志賀谷村と本庄村とにて千石の地を興へられしも、同年月日なるは、徳川氏が旗本武士を増加せられし傍證とすべし、内藤氏は附來三百年に近き間、三村の地を領し、明治廢藩の時に及べり、其間の世代は安成の子を忠成とし、正方、正房、正休、正久、正香、正名、正誓を経て、正義に至り、明治維新となれり、而して正義は一旦東京に移りしが、後更に本郡長澤に歸りて死せり、其孫裔大東村に存す、

西郷氏領

- 一 梓河内村之内 百六十一石七斗七升三合

村越氏領

- 一 産所村 四十一石五斗四升九合
- 一 下夫馬村 三百五十八石七升六合
- 一 西山村之内 五石四斗七升八合
- 一 下坂濱村之内 九拾四石八斗九升七合

瀧川氏領

- 一 池下村 六百六十六石九斗二升三合
- 一 南小足村之内 百二十八石三斗七升八合

一 川崎村之内

八十三石七斗一升二合

岡部氏領

一 能登瀬村之内

五百石

齋藤氏領

一 下司村之内（南郷里村大字宮司の西郡古名）

二百三十一石四斗六升九合

一 保多村之内

百三十四石四斗三升

一 成亥村之内（神照村大字山階一部の古名）

百三十四石一斗一合

第二十三章 朱印地

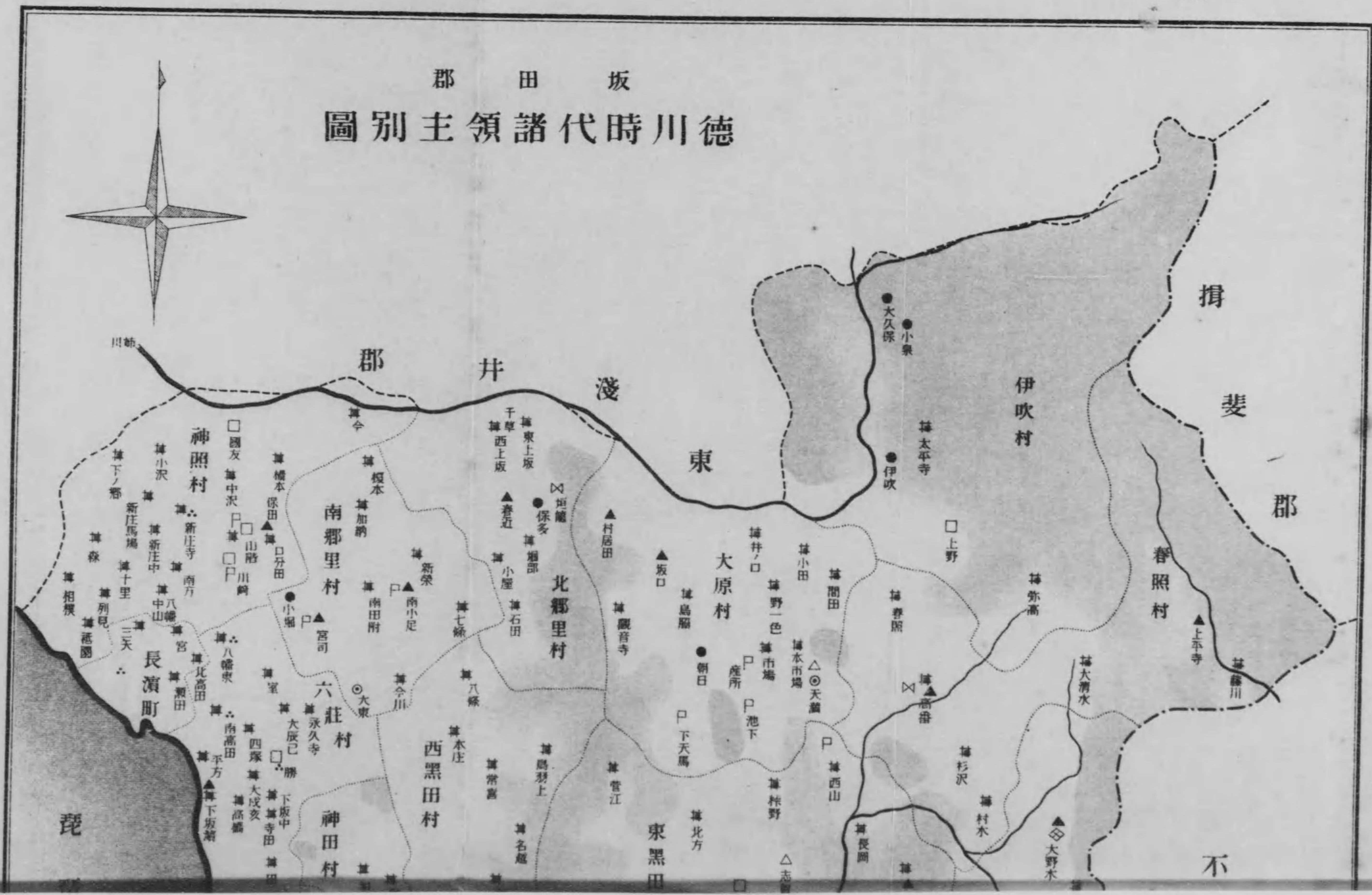
朱印地とは朱印を以て其所有權を確定したる地所なり、其地の主權者が朱印を公文書に捺したるが故に然か呼べるものにして、織田信長の時始めて之を用ひ、豊臣秀吉に至りて弘く行ひたり、江戸時代には將軍の代替り毎に之を附與せり、本郡内社寺其他長濱町等に此等の特典を得し理由は社寺は其由緒の條に詳記し、長濱町は第九篇に説示したれば、こゝには省略して唯郡内朱印地の名を列記するに止む、

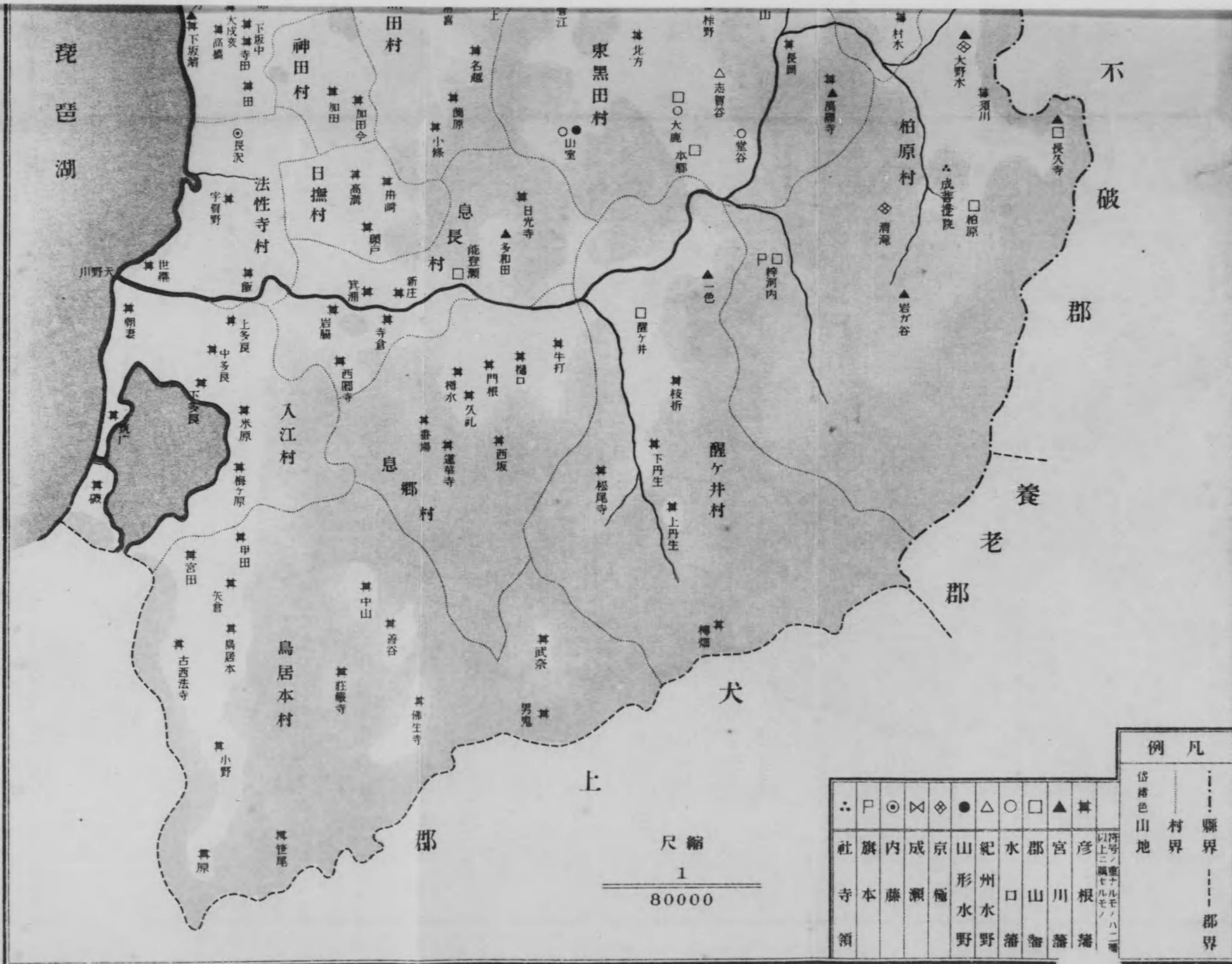
柏原村

成善提院

百六十石五斗

坂田郡
德川時代諸領主別圖





朱印地とは朱印を以て其所有權を確定したる地所なり、其地の主權者が朱印を公文書に捺したるが故に然か呼べるものにして、織田信長の時始めて之を用ひ、豊臣秀吉に至りて弘く行ひたり、江戸時代には將軍の代替り毎に之を附與せり、本郡内社寺其他長濱町等に此等の特典を得し理由は社寺は其山緒の條に詳記し、長濱町は第九篇に説示したれば、こゝには省略して唯郡内朱印地の名を列記するに止む、

柏原村 成菩提院 百六十石五斗

例 凡

△	○	◇	●	▲	□	■
社	旗	内	成	京	山	紀	水	郡
寺	本	藤	瀬	極	形	州	口	山
領					水	水	藩	藩
					野	野		

尺縮 1 80000



六莊村	德勝寺	三十石
南郷里村	總持寺	百二十石
長濱町	八幡神社	百七十石
同町	知善院	三十石
同町	妙法寺	三十石
同町		三百石
神照村	神照寺	百五十石

第二十四章 各村領主表と色別圖

(村名)	(大字名)	(石)	(高)	(領主)
柏原村	長久寺	九八、四二四		郡山藩柳澤氏
		八三、七一二		郡山藩柳澤氏
		一四、五四一		宮川藩堀田氏
		一七一		除地分
柏原		二一五〇、〇七五		郡山藩柳澤氏

第十篇 徳川時代

伊吹村

小	大	伊	上	太	彌	春	高	村	杉
	久			平					
泉	保	吹	野	寺	高	照	番	木	澤

内譯

五〇五、二〇〇	同上
五四四、八一〇	同上
八三六、五一〇	同上
四六六、一八〇	彦根藩井伊氏
一七二、五三四	宮川藩堀田氏
一九七、七九六	旗本成瀬氏
七六九、八六〇	彦根藩井伊氏
三〇、九三〇	同上
八、四〇〇	同上
七六六、〇七三	郡山藩柳澤氏
六七七、九六九	山形藩水野氏
一四八、四八八	同上
一四五、一八八	同上

春照村

大	上	藤	梓	清	大	須	岩	同大字ノ内ケ
清	平		河		野			
水	寺	川	内	瀧	木	川	谷	

内譯

内譯

外内

八、八三九	徳川氏御殿跡
一六〇、五〇〇	成菩提院朱印地
一六二、四四八	宮川藩堀田氏
一九二、四八〇	彦根藩井伊氏
一〇八六、三五〇	
九八八、九六〇	宮川藩堀田氏
九七三、三九〇	九龜藩京極氏
四八九、〇〇〇	九龜藩京極氏
二三八、八九四	
七七、一二一	郡山藩柳澤氏
一六一、七七三	旗本西郷氏
三五〇、三一〇	彦根藩井伊氏
七七、四四六	宮川藩堀田氏
四九七、六五〇	彦根藩井伊氏

大原村

天満 舊名本庄油里

間田 小田 元市場 舊名中村 市 産 下 朝 觀 池 鳥 井 村
夫 日 舊名上夫馬 音 居 田
馬 所 場 田 田

内譯

六五三、一九七
六四八、〇六二
五、一三五
六六六、七六〇
四三七、七七〇
九九、八六〇
二八四、四三〇
四一、五四九
三五八、〇七六
五〇六、四七一
八二、一〇〇
六六六、九二三
四八、五八〇
三七五、四八〇
五五三、八一四
旗本内藤氏
紀伊國水野氏
彦根藩井伊氏
同上
同上
同上
同上
旗本村越氏
同上
山形水野氏
寺領
旗本瀧川氏
彦根藩井伊氏
同上
宮川藩堀田氏

東黒田村

坂野 萬願寺
一色

長岡 西山

志賀谷ノ内 舊名加勢野
北 菅 山
方 江 室

内譯

二一六、一六五 同上
三二四、二四〇 彦根藩井伊氏
二三九、九五四
一六一、七三一 彦根藩井伊氏
七八、二二三 宮川藩堀田氏
一二八、六七五〇 彦根藩井伊氏
一九七、八九八

内譯

一九二、四七〇 同上
五、四七八 旗本村越氏
二一九、六六〇 彦根藩井伊氏
九九三、八六五 紀伊國水野氏
八五九、一八〇 彦根藩井伊氏
二三〇、八六〇 同上
六六五、四九〇

息長村	西寺	樽久	舊名門	三吉	舊名蓮華	番西	桶	息郷村	牛	舊名松
	圓			ノ					打	尾
	寺倉	水禮	根	内	寺	場	坂	口		

九二四、三八八	三七八、七一〇	一三四、八〇〇	一三五、八一九	二六三、〇五五	二八六、四二八	一三三、七六〇	五五九、九五六	一八二、〇〇〇	三二七、六六五	三八四、九六〇	六〇、一三五
同上	同上	同上	同上	彦根藩井伊氏	彦根藩井伊氏	大工高	同上	同上	同上	同上	同上

醒井村

樽下	上	枝	醒	一	本	堂	大
ケ	丹	丹	ケ				
畑	生	生	折	井	色	郷	谷
						鹿	

九二、二六〇	一四九、八九〇	一六二、〇三九	五〇六、四七七	五二八、四二〇	二六五、〇三八	五八五、六二四	四三七、二九六	八九五、三四七	七〇、五三三	九六五、八八〇	一〇〇、二七七	三八七、一七八	一七八、〇三五
同上	同上	同上	彦根藩井伊氏	郡山藩柳澤氏	宮川藩堀田氏	郡山藩柳澤氏	同上	水口藩加藤氏	郡山藩柳澤氏	郡山藩柳澤氏	郡山藩柳澤氏	水口藩加藤氏	濱松藩井上氏

原	小	古	同	同	舊名馬	宮	甲	下	上	鳥	磯	筑	朝
		西	西	物	田	の	田	矢	矢倉	居			
		法		生	内		倉	倉	今鳥居本ニ入ル	本			
野	寺	山	山	場	内								妻

三一二、二二〇	五一〇、四九〇	二一一、二九八	一一九、八二〇	三〇二、三七〇	三八六、四六八		三八一、六二一	九八、五三〇	二三七、三一八	一一五、三九七	五五八、八二二	四三四、九四六	五二七、六七三
同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上	同上	彦根藩井伊氏	同上	同上	同上	同上

入江村

下	中	上	米	梅	能	多	日	新	箕	岩
多	多	多		ヶ	登	和	光			
良	良	良	原	原	瀬	田	寺	庄	浦	脇

内

内譯

五六五、一三九	五一、九六八	六四二、八一三	五、三五〇	一五七、五八九	四五八、〇七二	五〇〇、〇〇〇	二九六、三五八	七九六、三五八	九五五、六四四	二九六、九三〇	二九三、二〇二	二八三、三二一	九〇二、一六三
同上	同上	彦根藩井伊氏	大工高	同上	彦根藩井伊氏	旗本岡部氏	郡山藩柳澤氏		宮川藩堀田氏	同上	同上	同上	同上

長	字	飯	世	舊名百々	舊名西法寺	武	男	佛	中	善	庄	笹
澤	野	賀	繼			奈	鬼	生	山	谷	殿	尾
一〇三一、九八四	一四三三、一一〇	七三四、三二二	一〇九七、三八九	二〇七、五三五	一一一、二七八	六五、一六三	三二、七五六	一七五、九二一	三二二、一二五	一八六、八七八	一九六、〇二三	二一八、六五四
旗本内藤氏	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

西黒田村	神田村	日撫村
本八	加	高
庄	田	戸
内	内	内
七三〇、三三〇	三九四、六二〇	二〇三三、三六〇
同上	同領主	彦根藩井伊氏
六四六、九三〇	二六三、五二〇	四四、七二八
同上	大工高	大工高
加	舟	高
今	崎	溝
内	内	内
三九四、六二〇	一五〇、〇〇〇	六二九、六六〇
同領主	同領主	同領主
二六三、五二〇	三三六、八一四	一五〇、〇〇〇
大工高	同領主	大工高
一九一、二八二〇	三〇、七〇一	三〇、七〇一
彦根藩井伊氏	長澤新田代官所石原氏	長澤新田代官所石原氏

勝	下高田	下寺大	永室大	四
	坂	坂	戌久	辰ッ
	濱橋	中田	亥寺	巳塚

内譯	内譯	内譯	内譯	内譯	内譯	内譯	内譯	内譯	内譯	内譯	内譯			
二八〇、四二六	四〇〇、四二六	九四、八九七	一〇五、七〇九	五〇、三六〇	二五〇、九六六	五〇四、一二〇	八四〇、四八〇	二二九、一二〇	二六九、一二〇	六八二、二八〇	六八四、一八〇	五三八、八二九	三三五、〇六〇	一七五、六〇〇
郡山藩柳澤氏	同上	旗本村越氏	宮川藩堀田氏	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

平	南	六莊村	同	舊名布	蘭	名	鳥	常
	高	八	小	一			羽	
方	田	東	條	施	原	越	上	喜

内譯	内譯	内	内	内	内	内	内	内				
一二四五、一九〇	六九、八七九	五一一、四八〇	五八一、一五九	三〇〇、七五	七三二、〇六〇	七六二、一三五	二九四、一一五	五八二、七六五	四七九、一八〇	五〇七、四九〇	四〇、三五〇	一〇〇、九七〇〇
彦根藩井伊氏	八幡社々領	彦根藩井伊氏	同上	八幡社々領	同上	同上	同上	同上	同上	同上	大工高	同上

南郷里村

宮 名舊宮 名舊下

小 大 今 七 南

小

司 川 司 堀 東 川 條 足

内譯

内譯

一二〇、〇〇〇

總持寺領

五八二、二〇九

宮川藩堀田氏

五九八、二八三

三六六、八一四

同上

二三一、四六九

旗本齋藤氏

五一九、七七六

山形藩水野氏

三一九、九四四

内藤氏

六七八、〇一〇

彦根藩井伊氏

一〇六七、一〇〇

彦根藩井伊氏

四九二、六二七

三一、二、六〇五

山形藩水野氏

五一、六四三

宮川藩堀田氏

一二八、三七八

旗本瀧川氏

北郷里村

新 名舊北 名舊北

加 榎 南 石 小 堀 東

田 小

上

榮 付 足 納 木 附 田 屋 部 坂

外

内譯

内

一〇、八三〇

長濱妙法寺領

四四五、六四〇

彦根藩井伊氏

四四六、五四〇

四二七、〇四〇

同上

一九、五〇〇

長濱妙法寺領

八〇、二七九〇

彦根藩井伊氏

一二四、六〇八四

同上

四四二、三八〇

彦根藩井伊氏

五四六、四六〇

同上

九四、七六〇

同上

七九五、八二〇

同上

一七三、六六四〇

同上

一三、〇〇〇

大工高

新	小	八	中	橋	今	保	口	名舊
庄		幡					分	戊
		中						
寺	澤	山	澤	本	田		田	亥

内譯			内譯	内				
三 七 七 五 九 〇	五 二 七 五 九 〇	六 五 八 〇 二 〇	一 五 八 二 六 〇	三 三 七 〇 〇	三 七 四 五 九 〇	七 〇 七 二 六 〇	三 六 八 九 六 七	一 〇 一 五 五 九 〇
同上	同上	同上	同上	同上	同上	彦根藩井伊氏	彦根藩井伊氏	彦根藩井伊氏
						旗本成瀬氏	旗本成瀬氏	旗本成瀬氏
						彦根藩井伊氏	彦根藩井伊氏	彦根藩井伊氏
						旗本齋藤氏	旗本齋藤氏	旗本齋藤氏
						郡山藩柳澤氏	郡山藩柳澤氏	郡山藩柳澤氏
						旗本齋藤氏	旗本齋藤氏	旗本齋藤氏
						彦根藩井伊氏	彦根藩井伊氏	彦根藩井伊氏
						山形藩水野氏	山形藩水野氏	山形藩水野氏

名舊	山	川	垣	保	春	千	西
長							上
巳	階	崎	籠	多	近	草	坂

内譯	内譯	内譯					
二 七 八 九 八 一	三 一 八 一 六 一	三 九 一 八 〇	二 二 四 一 三 三	三 〇 七 八 四 五	八 三 七 一 二	四 三 三 二 三 七	一 三 六 一 二 三
山形藩水野氏	彦根藩井伊氏	彦根藩井伊氏	郡山藩柳澤氏	旗本瀧川氏	旗本瀧川氏	旗本成瀬氏	山形藩水野氏
							旗本齋藤氏
							旗本成瀬氏
							宮川藩堀田氏
							無石高
							同領
							一 六 三 三 三 五 〇

一七四、九二四

國友鐵炮師免許高

三〇〇、〇〇〇

長濱町朱印高

第二十五章 高札場

高札場は今の揭示場なり、高札即ち揭示札は幅廣き木製の厚板に法律命令を書し、之を掲げ出せり、其規模今の揭示場の如き簡單なるものに非ず、高く石垣を築き、其上に堅固なる建築をなし、而して額を掲ぐる如く掲げたり、故に高札の名あり、揭示には定と覺との二種あり、定は幕府の政令の大綱にして、今の閣令に相當し、覺は時々の告知にて、今の省令又は縣令の如きものなり、但し一村一領主の村は高札場も一箇なれども、一村二領主の村は二箇所、三領主の村は三箇所に設けられたり、爲に一村の民心を二所或は三所に分たる、の傾向となり、領主の高位大祿は被治者に至るまで、下位少祿の被治者を賤視するの惡弊を醸し、爲に日々業務の上にて利害關係を共にする一村民が、一致團結を爲す能はず、往々兄弟牆に閔ぐの例少からざりきといふ、

第二十六章 幕府採藥士の膽吹登山

享保年間幕府採藥士を諸國に遣はし、天下の藥草を調査して、之を採集せしむ、同六年五月、膽吹山へは本草家丹羽正伯、林順、飯田道綱、本賀徳運、夏井松玄の諸氏并に御侍方上村友平次、桐山太右衛門、桐山半右衛門等同道して登山せり、當時の順路左の如し、五月十二日、高嶋郡今津泊り、十三日舟にて竹生嶋に立寄り、彦根の松原に着し、彦根に一泊、十四日彦根より鳥居本、番場、醒ヶ井、一色、長岡、高番、春照、伊吹を経て太平寺に一泊、十五日丹羽正伯は南面より、飯田道綱は西面より登り、人足五十人を徴登して、一行を二分して従はしめ、嶺上に相會し、同夜美濃國春日村の中山に投泊せり、(知善院日記、谷江文書、柏原宿帳)後寛保三年四月、上村友平次、再び柏原、醒ヶ井、上野の三箇所村に來り、同月十六日藥草檢分として、膽吹に登山せり、以上の三村より人夫五十人を出して、之に従はしむ、(柏原宿帳)

第二十七章 皇城御造營ご用木

寛文十三年(元延寶)皇城火あり、同年八月幕府は代官市岡理右衛門に命じて、本郡内の諸村に立木檢分をなし、作事用の材に充てらる、柏原宿萬留帳に左の文あり、

一 今般禁中御作事に付村々立木御覽取用木に可成遣書付の覺

一 杉二本 長二間 末口二尺廻り 左吉

一 杉一本 長二間半 末口二尺廻り 仁介

一 杉一本 長二間半 末口同上 左傳治

一 同一本 長二間 末口同上 伊左衛門

一 同一本 長同上 末口同上 清兵衛

一 杉二本 長二間 末口二尺廻り 太郎兵衛

一 同一本 長全上 末口同上 四郎兵衛

一 十一本 市岡理右衛門様代佐々木仁兵衛様御改手形被下候、

右は當村に御座候立木私共御案内申上、御改被成候分帳面に記し差上申候、此外間尺に合ひ候木一本にても隠置不申候、以上、

寛文十三年巳八月

柏原村庄屋

年寄

當時各村に同様檢木の事ありしは、前記文中に禁中御作事に付村々木立御覽取云々とあるによりて知らるゝも、各村の文書存せざれば、詳に記し難し、

第二十八章 德川幕府の行政視察

正徳二年九月、幕府は伊勢、近江、山城、丹後、丹波の五箇國に視察吏を派遣せしめ、地方行政を巡視せしむ。當時の視察吏は原新六郎にして、勘定方山崎平三郎、御徒目附役成瀬又八郎等隨行せり。九月五日江戸を發し、同月十五日先づ伊勢國に入り、巡視を了し、十月九日日本郡に入り、幕府の出張政所なる本郷(東馬田村)の代官所に宿し、翌十日柏原村を巡視し、同夜は柏原に宿し、翌日より更に他の諸村を巡視せり(柏原宿、萬留帳)

第二十九章 租 稅

德川時代の租稅は年々收穫の米を以て納入せしも、地方によりて畑地多き村落に於ては、其村租米の幾分を大豆にて納むるあり、又幾分を銀納するありて、領主の政策と地方の狀況によりて、租稅法は一定せざれども、諸藩を通じて米納最も多し、米納は領主より其年毎に領内を檢せしめ、年の豊凶水旱の損害等を參酌し、其年の納租を定め、各村別に其村の庄屋惣百姓に宛て、納租の品目、日限等を列記せし定書を交附す、之を御取簡免定、或は物成極書とも稱す、慶安四年十一月一日、彦根藩の廣瀬次良左衛門よ

り須川村の庄屋武右衛門と惣中とへ宛てたる物成極書(古文書六一九)并に元祿二年十一月幕府の代官辻彌五左衛門より大野木村庄屋年寄惣百姓に宛てたる御取箇免定(古文書六二〇)寶曆三年十月宮川藩の松林唯右衛門岡崎五兵衛より同村の庄屋百姓中に交附せし御物成免定(古文書六二一)等當年租税の定書なり、特に年の豊凶によりて租率に大差ありしを證する爲め、寛文八年幕府領の代官市岡理右衛門より大野木村へ交附せし免定(古文書六二二)をも併記す、寛文八年は頗る大旱なりしこと該免定書によりて知るべし、即ち九百四十六石三斗六升二合の石高ある大野木村にて三百七十一石五斗七升は早損として減じ、残り四百七十九石一斗三升に對し、田と屋敷は十に對し三割七分三厘、畑は早損多かりしを以て十に對し一割五分七厘の租とし、田畑平均九百四十六石餘の石高に對し、僅に百四十八石の納租に過ぎざりしは注意すべきことなり、年の豊凶によりて納租に相違ありし例此の如し、此類の古文書は郡内にも猶多く存するも同式なれば省略す、萬治三年九月彦根藩が其領内の惣代官所并に筋奉行等に交附せし覺書(古文書六〇六)の一節に、免定の書出し奉行所より渡し次第、年貢納所申者には郷中不殘取定の儀、代官急度銘々に申聞かせ、作人不殘高に付而物成一帳に書付判致させ置可納事とあるは、即ち免定交附に關する規定を記し、ものなり、

第一節 租 率

其年の租米は前記免定を以て定めらるゝも、其租米の率は亦各村によりて異なれり、租率とは甲の村には其村の總石高千百石ありて、其内百石は其年の水害によりて免除せられ、殘る千石が即ち納租石高なり、而して其村が例年四ツ八分の村なれば、四百八十石の租を上納し、又其村が四ツ一分なれば、四百十石にて納租足るなり、慶安四年十一月の須川村の免定(古文書六一九)に高百九十二石四斗八升に四ツ八分御物成とありて、其租米が九十二石三斗九升一合とあるは、即ち四ツ八分の租米にて、殆ど五公五民の法なり、元祿二年十一月の免定書(古文書六二〇)に、

一 高八百四十九石一升二合

高辻

内 四升新田

外 高百三十九石九斗五升七合

新檢出高

高合九百八十八石九斗六升九合

内 三斗三合 御藏屋敷當已より引
三十一石六斗八升八合 當已水損引

殘九百五十七石七升八合

無付

此取三百八十五石一斗九升七合 高四ツ五分三厘七毛
新檢宅付高四ツ二厘五毛内

とあり、百三十九石五升七合新檢出とあるは、延寶七年の檢地によりて増石せし謂なり、此新檢の出高には租米の率を四ツ二厘五毛とあり、舊來の村高の率四ツ五分三厘七毛に比して、五分一厘二毛の低率なり、これ新檢地の増石につきて、一等情狀を酌量せしものならん、此の如く租率は其領主と村とによりて村々別々なれば、甲の村の率を以て直に乙の村を定むる能はざるも、租率の高低は徳川時代に於て村の勢力消長を異にせし原因にして、高率の村の田地は一段三兩を越えざるに、低率の村の田一段は十兩、二十兩の價格を有する差異ありて、頗る不公平の結果を生ぜり、租率の甚しき例として、同じ彦根藩の領村中にも、須川村は四ツ八分なるに、村木村にて六ツ、北方村は七ツの高率にて、郡中無類と稱す、一石の高に七斗の租は所謂七公三民の苛税なり、故に當時に於て北方村の田地は代價低くとも、買ふもの無かりしといふ、之に反し柏原醒井、番場、鳥居本等街道の宿驛地の租率は頗る低くして、柏原村の如きは僅かに二ツ餘に過ぎず、同じ郡内にて二公八民の村と七公三民の村との差異あり、不公平極まれりと謂ふべし。

第二節 大豆納租と銀納

納租は米を用ひしも、畠地多き村落よりは大豆を以て米に代へたり、享保九年柏原村が大和郡山の柳澤氏の領地となりし時、柳澤家へ書上げし明細書に、

一 十分一は大豆にて納來申候

一 三分一銀納、十一月より翌春まで三ヶ度に皆濟仕候、掛屋入用百匁に付七步宛、但

し三年以前寅年より米納にても勝手次第に仕候様にと被仰付候

とあり、此規定は當時の幕府領に布かれし定にや、元祿二年十一月の免定(古文書)に、

此取三百八十五石一斗九升七合

三十八石五斗二升

大豆納

内 百二十八石三斗九升九合

三分一銀納

二百十八石二斗七升八合

米納

と見ゆるに符合す、三百八十五石一斗九升七合の一割三十八石五斗二升を大豆納とし、次に三分一銀納高を百二十八石三斗九升九合と記するは、享保の明細書に合するのみならず、銀納と大豆納との行はれしを知るべき史料なり、此他諸種の生産物を以

て租納せしは、萬治三年の彦根藩覺書(古文書六〇六)に、金銀米錢共に納所致すべき事、又、麻、木綿、竹木、葎、まごも、萱、炭、雜穀の分、此外代物にも成り、年貢のたりしも可成者云々とありて、竹藪多き村は竹を貢ぎ、田島なき山谷の村は炭薪を貢ぎたるも知らるゝなり、

第三節 竹年貢

彦根藩にては其領内に竹年貢を課せり、但し其制度は例年に定納せしや否や詳ならざれども、按ずるに彦根城内の土藏新築又は修繕の年限中賦課せられしかと思はる、寺田村(六莊)に正保三年の竹御檢地帳と題する記録あり、之を見るに寺田村の藪坪數八百七十七坪に對し、四千二十四本の竹を納付せしめたり、平均一坪に約四本半となる、又元祿八年八月の須川村竹年貢帳(古文書五五九)に、明曆元年に小山十兵衛、切刀庄左衛門の二人が彦根より來りて改め出せし竹年貢に、僅に八十四歩半の竹藪にて七百七十二本の竹を賦課せり、其率を見るに、最も多きは一坪に十三本にして、それより十本、五本等の等差あり、翌明曆二年には千七十二本を納附したり、猶其奥書に

御藏竹御直段之覺

一十本五寸廻り 代二匁 一十本四寸 代一匁 一十本三寸 代六匁

一五十本上竹 代一匁六分 一五十本下竹 代一匁

とあり、これ竹の必要なき年には代價を定めて金納せしめし時の直段なるべし、元彦根藩下の村内には同様の記録存すべきも、こゝには年竹貢の一斑を知るの料として、以上二村の記録に見ゆるものゝみを記せり、

第四節 葎年貢

元和元年大坂城陥り豊臣氏滅亡せし後、長濱城主内藤紀伊守信正は奥州棚倉に移封せられ、長濱城は彦根に移され、京極氏以來の古城も終に廢墟となり、當年敵を防止せし堀の内にも蘆葎の簇生するに至り、幕府の代官職たりし米津清右衛門は、長濱町の年寄役吉川三左衛門に宛て、

長濱よし年貢之事、合二十石、但し三ッ屋并に城之堀藪口共に其方御年貢之所進納可申云々

と命じたり(古文書五九三)此文書によりて現在長濱の三ッ屋町が三ッ屋村なりし時、其一帶の湖濱より城の堀にかけて簇生する葎に、二十石の年貢を納めしめたるを知らるゝなり、

第五節 入江年貢川年貢漁網稅等

入江年貢川年貢漁網稅は今日の漁業稅なり、彦根藩が其所領なる本郡の湖村に漁業稅を賦課せしは左の如し、

- 一一石 祇園村
- 一三斗 相撲村
- 一一石二斗 磯村
- 外に五石六斗
- 二石 矢倉川年貢
- 一十石 朝妻村天の川運上
- 一二石 同村入江年貢
- 一七十六石 宇賀野村鮎運上
- 一二十石 世繼村網運上
- 一十石 平方村大網
- 一百石 筑摩大網

第六節 租米割附の時の庄屋の獻立

領主より其年の租稅を定め、第一節に記したる免定書を其村の庄屋に交附し、惣百姓等を立會せしめ、免割を命ずれば(古文書六二)其村の庄屋は其收納すべき石高を村内の土地に分賦す、之を免割と稱せり、その免割の爲め庄屋年寄役等が集會せし時に、食事に關する規定古文書に見ゆ、萬治三年九月、彦根藩の覺書(古文書六〇六)の一節に「膳部は一汁一菜、何にても所に有之物にて可申付候」とあり、又柏原宿の萬留帳に、貞享二年十月六日、其村の庄屋年寄が定めし獻立書あり、昔時質素の風習を知るに足るべければ左に記さん、

- 一 免割寄合料理の覺
- 一 煮物但しなますにてし 一汁 一御飯 一引物かうのもの
- 並に酒臺獻
- 夕飯は菜飯 一汁 大根のおろし 引物香の物
- 右は一日米三十づゝ相究申候、堅く御守可有之者也、

第七節 租米の運送と大津の倉庫

本郡を始め淺井郡伊香郡并に西濃諸藩の租米は、米原長濱の二港に運ばれ、二港よりは舟運にて之を大津並に彦根に送りたり、長濱港當時の狀況を知るべき史料を見ざれば詳知し難きも、米原港に關することは、享保九年七月の柏原村西村氏記録に見ゆ、享保九年以前柏原村は幕府領なりしを以て、其貢米は年々大津並に京都二條の藏へ納付したりと記せり、其他貢米運送にかゝる諸節左の如し、

- 一 御年貢米の儀、大津二條御藏へ納來申候、
- 一 御年貢米之儀、當宿より米原港迄行程三里半、駄賃錢壹石に付鳥目貳百文宛、百姓役に仕り相拂來申候、
- 一 米原より大津迄海上拾八里、運賃壹石に付壹舛四合、但し壹舛貳合は御公儀様より被下置候、
- 一 大津より二條迄の車力は御公儀様より被下置候、且又江戸廻米者只今迄無御座候、
- 一 米原港船問屋當辰の春迄は源十郎(北村氏)方へ遣申候、
- 一 但大津迄の運賃壹舛四合宛、
- 一 御年貢米壹俵に付京舛五斗入、

但指米壹舛づゝ入れ來り申候、俵拵之儀は貳重ケ輪に仕申候、

彦根藩の租米につきては、萬治三年九月の覺書に左の諸節見ゆ、

- 一 彦根の藏又郷中村々之藏之外へ一切納方致まじく候、少々之儀成共納り次第に藏のあけたて仕納させ可申候、百姓隙(ひま)をとり候はぬ様に可仕事、
- 一 代官年貢納様之儀、郷中の藏にては其村の庄屋并横目おとなしき百姓共代官手代と相符付、又松原藏にては藏奉行と代官相符付置、納様之儀并拂之儀は代官と藏奉行と立あい拂可申候、積よりかんだち不申候様に納可申候、又かんだち候を迷惑仕定りの舛の上毛頭非分仕間敷候、
- 一 松原藏に於て代官米納、其上大津へ遣候時に、百姓を上りのにのぼせ候儀無用に可仕候、足輕の小頭并足輕之内體成者壹艘に貳人づゝ申付上りのに可致候、於大津者西村助丞并當番の目付立合、米大石、西村助丞目付の者に相渡し、手形を取り、代官に急度可相渡事、

右二通の記録を通覽すれば、百姓より上納の狀況并に代官より大津送り藏渡し等の一斑も知らるゝなり、

第八節 領主と大津の倉庫

幕府領諸藩、旗本に至るまで近江國に地を領するものは、大抵大津に倉庫を置き、年々の租米を此所に收め、或は賣拂ひ、或は更に京坂に運べり、年々大津に集散する米高は八拾萬石の多きに達す、大津御藏屋敷、御藏町等の名を存するは、當年幕府倉庫の所在地なり、但し藏屋敷を特設せざる者は大津の間屋株の米商人に藏元を委託し、間屋所有の倉庫に納めしめたり、本郡の地を領する諸家の倉庫左の如し、

一 幕府倉庫

御藏屋敷御藏町にあり、東西五十七間、南北五十六間餘、坪數三千二百坪、六棟八戸前あり、

一 佐和藏

橋本町北側にあり、彦根藩井伊氏の倉庫にして、納米最多の大藏にして、俗に佐和米と稱し、大津市場のたて米として有名なりき、

一 郡山藏

上堅田町北側西端にあり、大和國郡山藩柳澤氏の倉庫なり、文化三年以後、米問屋

木屋嘉兵衛に藏元委託、

一 宮川藏

南保町にあり、宮川藩堀田氏の倉庫なり、

一 山形藏

白玉町にあり、羽前山形藩、水野氏の倉庫なり、

一 岡部藏

坂本町にあり、旗本岡部氏の倉庫なり、

一 内藤藏

米問屋橋本町坂田屋與兵衛に藏元委託 (明和四年)

一 瀧川藏

米問屋坂田屋平右衛門に藏元委託 (嘉永二年)

一 大路井藏

齋藤氏の藏にして、米問屋萬屋孫三郎に藏元委託 (文政八年)

一 京極藏

下堅田町米問屋白銀屋陸助に藏元委託 (明和四年)

一野村藏

旗本西郷氏にして、米問屋上西八町佐野屋久兵衛に藏元委托（明和四年）
一 村越藏

米問屋舛屋町菱屋平兵衛に藏元委托（明和四年）

第三十章 勢田川土砂留工事と費用

延享二年幕府は勢田川に流出する諸川に土砂留の工事を起し、其費用の十分一は幕府の負擔とし、九分は近江全國の石高に分賦せり、從來公卿領、門跡領、朱印地等特別の由緒ある地は、總ての公課を免除せられしも、勢田川土砂留工事にかゝる費用は、如何なる由緒地と雖も其負擔を請けたる由、柏原宿萬留帳に見ゆ、勢田川は大湖排水の大要處にして、其利害は近江全國に影響するを以てならん、而して其工事は連年繼續の事業にして、其分賦せられし費用は、京都新町通り六角下る役銀受取所なる三井三郎助方に納付せり、但し始めは連年繼續なりしも、後には修繕の時期に當りて更に起工したるが如し、左に萬留帳に見ゆる數年間の負擔率を記さん、
一 延享二年 石高百石に付銀貳匁貳分四厘四毛

一同 三年	同上	銀貳匁貳厘九毛
一 寶曆九年	同上	銀壹匁七厘四毛
一 明和四年	同上	銀七分六毛
一 文化二年	同上	銀壹匁七分七厘六毛

第三十一章 物價の一斑

（延寶三年二月）		（正徳二年十月）		（元文三年十二月）	
米壹舁	六十文	米壹舁	五十八文	馬一日の飼料大豆一舁	五合七十一文
大豆一舁	四十八文	鹽壹舁	拾二文	かいば一貫	五百目 五十四文
粉糠一舁	拾四文	溜り一舁	五拾文	粉糖五舁	參拾五文
馬糧一貫目	五拾五文	酢一舁	參拾文	薪	貳拾五文
金壹兩は	銀五十九匁五分	烟草一量	四文	計	百八拾九文
錢にては		草鞋	五文		
四貫七百三十二文	半紙一帖	貳拾貳文			
美濃紙一帖	四拾八文				

小判壹兩銀七拾八文
錢一貫目 銀拾八文

第三十二章 度量衡と検査

第一節 尺 度

徳川時代に享保尺念佛尺、又四郎尺、折衷尺等あり、

一 享保尺

享保尺は徳川吉宗が尺度の長短一定せざるを憂ひ、紀伊國熊野の神庫に存する大寶の小尺を得て模造し、日景を測るの用に供したり、時に享保年間なりしを以て、京享尺と稱したり、

一 念佛尺

念佛尺の起源坂田郡にあり、某年本郡膽吹山より念佛塔婆を掘出したるに、其塔婆に尺度を刻みありたり、依て其尺度を模し造りたるより、念佛尺の名を附せり、

一 又四郎尺

又四郎は尺度の工人なりしが、工匠の爲に曲尺を造りたり、依て名稱を附して又四

郎尺といふ、

一 折衷尺

折衷尺は寛政年間の測量家伊能忠敬が享保尺と又四郎尺とを折衷して作りたるによりて其名あり、

第二節 量

寛永の初量法を改めて方四寸九分、深二寸七分とせしも、寛文九年幕府は江戸の町年寄樽屋藤右衛門に命じて、新舛を頒たしむ、爾後樽屋を樹座と稱して、専ら其事を執らしむ、安永五年三月二十六日、幕府は東三十三國(東海道、東山道、北陸道、丹波、丹後、但馬)は樽屋藤右衛門製の樹を用ひ、無判の樹を使用すべからざるを令せり(柏原宿、萬留帳)、近江國は則ち此樽屋樹を用ひしなり、同十年三月十五日、樽屋藤左衛門の手代根尾伊兵衛外四人樹検査として、柏原村に來れり、當時の記録に、

古樹六つ 差上げ、新樹一舛九つ、五合一つ、一合十二、計二十二個代金七貫百六十五匁なり、内一舛二つ、五合一つ、一合一つ、惣中持庄屋預け、残りは酒屋、米屋溜り屋、鹽屋へ渡す

とありて、聊か當時の状況を偲ぶに足る。

第三節 衡

衡の座は東三十三國(國別前)は守隨彦太郎、西三十三國は神谷善四郎の權内に屬し、即ち近江國は守隨稱を用ひたり、元祿十一年九月、守隨彦太郎が近江、丹波の稱検査の爲出張する事を幕府より令せし事、柏原宿萬留帳に見ゆ、又享保十八年六月九日、守隨の手代醒ヶ井宿へ出張して検査を爲せり、修補を要するものは一挺に付貳匁づゝの貨を拂へり、

分銅の検査は大判金の製造家として有名なる後藤四郎兵衛の子孫、同名を繼ぎて之を掌る、本郡内分銅検査は寛保年間と寶曆九年三月と兩度ありしよし、同萬留帳に見ゆ、

第三十三章 朝鮮人の來聘と本郡

家康豊臣氏の後を繼ぎ將軍となるや、朝鮮國と媾和恢復の事を宗對馬守に取扱はしめ、終に慶長九年を以て朝鮮の使者京都に入り、翌年家康、秀忠も上洛して使者と伏見

に會見す、これより朝鮮との修交漸く濃となり、將軍の代替りには朝鮮國は使節を派遣して之を賀す、之を朝鮮人來聘と稱し、尊大虚飾なる聘禮たりき、近江國に朝鮮人街道あるはその使節通行の順路なるによりて其名あり、朝鮮人街道は野洲郡行畑村より岐れ、蒲生の八幡、神崎、愛知、犬上の諸郡を経て、本郡鳥居本に出づ、中仙道に比して其道迂遠なり、一説に徳川幕府が故意に迂路を通ぜしめ、日本を大國に思はしめん爲なりといふ、

第一節 來聘使の沿道と其狀況

來聘使は正使、副使の二人にして、従事官以下通事、判事、執筆等、一行の數三百人乃至五百人にして、威風堂々たり、その道中は先づ大坂に上陸し、京都に入り、中仙道を尾張に出で、東海道を江戸に入る、本郡常に其通路となり、各宿驛に於て其所要の人馬を助郷に賦課し、通行の用を辨ぜしめたり、柏原宿萬留帳に朝鮮人來聘の時は人足三千人、馬五百匹づゝを要せし事を記す、又同帳に正徳元年度の來聘には、其助郷内の石高百石に付二人づゝ徴發にて、九月二十九日より十月四日迄各宿に詰めたりとありて、其内人馬五十人、五十匹を守山(野洲郡)まで詰めしめ、其勞に服せしめし事をも記せり、虚禮

の爲に全國幾十萬の人民が苦役せられし状も察せらる、後年新井白石は之を無用の聘禮として、儀式改革の建議書を幕府に呈せしも、反つて世の反感を買ひ、終に行はれざりしが、其後世運の變遷につれ、終に文化以後停禮せらるゝに至れり、

第二節 來聘の度數と使用者并に其一行

(謁見の月日)	(正使名)	(副使名)	(一行の人数)
慶長十二年五月六日	呂祐吉	慶暹	二百六十九人
元和元年八月二十六日	吳允謙	氏朴梓	三百餘人
寛永元年十二月十九日	鄭豈	姜弘重	三百餘人
同 十三年十二月十三日	任統	金世濂	三百六十餘人
同 二十年七月十八日	尹順之	趙綱	四百餘人
明曆元年十月八日	趙桁	俞賜	四百八十餘人
天和二年八月二十七日	尹趾完	李彦綱	三百六十二人
正徳元年十一月一日	趙泰德	任守幹	四百九十一人
享保四年十月一日	洪致中	黃璠	人数不明

寛延元年六月一日

洪啓禧 南泰者 四百七十七人

明和元年二月二十七日

趙 職 李仁培 四百八十人

文化八年五月二十二日

金履喬 李勉求 (此時對馬に於て小笠原忠嗣坂安黨代り謁せり)

以上十二回の中、元和三年は徳川秀忠が伏見城にて謁見せしにより本郡を通過せず、文化八年は對馬に於て引見したれば本土には入らざりき、寛永十三年の來聘には十一月二十一日に佐和山に泊り、翌二十二日は本郡を通過して、美濃の今須にて中食を爲し、大垣に泊れり、明曆元年には六月九日に釜山を發し、對馬、壹岐等に滞留し、八月四日下の關に着し、九月十六日に京都を發し、其夜は守山に泊り、十七日に彦根に泊り、十八日に本郡を通過し、十月二日に江戸に着き、其間五箇月を要したり、かくて使者一行通過の際は、沿道郷村の領主は使者を出して之を迎へ、馳走を饗するを常とせり、

第三節 來聘使磨針嶺に詩を詠ず

磨針嶺(鳥居本村) 上の望湖亭磨針の餅屋を以て名あり、其地彦根藩の領所に屬せしが、井伊氏は來聘使を此風景絶佳なる亭上に迎へて休憩せしめたり、寛延元年正使洪啓禧副使南泰者及び從事官は、琵琶湖の風景を賞し、各々絶句を賦したり、今同亭に存す、洪

啓禱は澹窩、南泰者は竹裏、從事官曹命菜は蘭谷の號を記せり、詠詩左の如し、

九九六

題望湖堂

危亭費我一高吟 無數帆檣湖水深 僕御休憩西日暮 竹生島畔尙輕陰

戊辰季夏

朝鮮通信正使澹窩

同 題

嶺路透迤一線通 巖巔小閣勢凌空 岳陽形勝誰多少 百里琵琶湖在眼中

戊辰季夏

朝鮮通信副使竹裏

同 題

六月東華客 歸衫振此樓 平生湖海相 更得異邦遊

戊辰季夏

朝鮮從事官 蘭 谷

三絶共に何れも戊辰季夏とあり、按ずるに寛延元年江戸にて將軍に謁見せしは六月一日なれば、此詩は其歸路通行の時の詠なり、殊に從事官の詩に歸衫振此樓とありて、季夏の二字に符合す、

第三十四章 宗門検査と戸籍

徳川幕府は基督教を嚴禁し、全國の民に貴賤を論せず必ず佛教に歸依せしめ、其歸依の寺を宗門寺と稱し、葬祭の事總て其寺に囑す、寺院にては各寺に宗門帳を作り、門從中の戸籍を作り、外教に歸せざるを誓はしめ、戸主をして署印せしむ、人死すれば死體を檢し、法號を授け、子生れるば宗門帳に登録す、故に此時代の寺院は戸口の檢活と宗教監督との二大權を有し、本寺本山は又其寺を統轄す、諸藩諸代官は宗門改め役を設け、其領内の諸寺に毎年宗門帳を製して呈せしむ、本郡内の宗門改めの狀況を古老に聞くに、村によりてその手續上には些少の相違あれども、先づ其村の寺院或は庄屋の宅に村内の戸主を悉く招集し、(土庭に席を布きて村民を座せしめたり)寺院の住職列席し、當時の法律なる法度書を読み聞せ、聊外教に歸依せざるを誓はしめ、宗門帳に署印せしむ、故に結婚の送籍に於ても、生家の宗門寺より縁家の宗門寺に、從來外教に歸せざる保證を與へざるべからず、之を寺送りと稱す、寺院の權勢此の如くなれば、往々村内に生ずる葛藤事件に於ても、僧侶が和解に出づれば、甲乙の爭論者は共に理非の別を言はず、僧侶の扱に委任するの風とはなれり、其遺風は今猶質朴なる村落には存するものあるを聞く、

第三十五章 英一蝶と朝妻船

英一蝶曾て其友人より中院通勝卿の書かれし和歌の短冊を贈られたり、其歌は船中妓女の題にて、このねぬる朝妻舟のあさからぬ契りをたれにまたかはすらん」とあり、一蝶喜びて之を藏したり、後近江に遊び、彦根に滞留せし時、附近の名蹟を探りしが、一日舟を浮べて、本郡朝妻に遊びたり、偶、曩に友人より得し通勝卿の朝妻舟の和歌を懐ひ出し、終に興に乗じて朝妻舟の圖を書き、且つ其上に賛歌を添へたり、其歌に

あだしあだ波よせてはかへる波、朝妻舟のあさましや、嗚呼又の日はたれに契りをかはして色を枕はづかし、僞りがちなる我とごの山(鳥籠の山)よしそれとても世の中

(北窓翁一蝶書贊)

と、朝妻は朝婦とも記し、本郡の名地にして、上古より湖東の西港なり、鳥籠山は鳥居本村の南、犬上郡との境、大堀附近にある山の名にして、壬申の亂に近江の將秦友足が斬られし名蹟なり、鳥籠即ち床（ま）に通じ、朝妻の名と共に近古艶歌艶文に用ひらる、中院通勝卿歌并に一蝶の贊歌も亦其類なり、當時一蝶が書きし朝妻船圖は、小舟の中に鳥帽子鼓等を取亂せし書なり、一蝶江戸に歸るの後、偶、某侯の宴に招かれし時、市川檢校の

三味線に合せて前記の賛歌を自ら歌ひたり、それより朝妻船の歌都下に流行し、元祿十六年出版の松の葉と題する音曲本の端歌の部にも載せられたり、然るに後一蝶は時の將軍徳川綱吉が園池に豪遊を爲すの趣意を朝妻船に應用して、くつゝ、女の烏帽子水干着たる様を書き、又當世百人一首巻を著し、が、執政者を諷るに坐し、三宅島に謫せられたり、其後謫居十二年、赦に遭ひて歸り、書名益高くなれり、

第三十六章 濱縮緬の創業

縮緬は元と支那の織物なりしが、天正の頃、明人によりて其法を和泉堺に傳へ、初めて日本にて織出せり、其後京都西陣に於て發達せしが、享保年間徳川吉宗物産を興隆し、諸藩其意を承け移めて國産を興し、財計を長ぜんとするに方り、丹後峰山の人絹屋佐平、西陣の法を倣ひ、同時に與謝郡加悦の人手米屋千右衛門同郡三河内村の人山本屋佐兵衛の二人も西陣の法を傳へ、丹後縮緬の創業となれり、長濱縮緬は其系統を此の丹後縮緬にうけ、終に藍より出で、藍よりも青くなりたり、

東淺井郡難波村の人中村林助、乾庄九郎の二人、其居村が姉川の下流に瀕し、毎歲水害を被り、豊饒の收穫を得られざるを慨し、蠶桑の利を以て殖産を圖りしが、會、丹後の商

人宮津庄右衛門難波村に來りて、縮緬製織の利を説くを聞き、自から丹後に趣きて其法を學び、寶曆三年歸りて、領主の許可を得、職工を蒐めて業を創めたり、之を近江縮緬の嚆矢とす、爾來其業漸く熾となり、産額月に増加し、之を京師に輸せしが、西陣の機業家は自家の營業を妨碍するものとし、之を官に訴へしが、官は乃ち其京師に嚮ぐを禁じたり、中村、乾二氏は其不法を訴へて強争したるより、官二人を獄に下し、幽囚四年を経たり、二氏素と私利を營むにあらで、村民の困苦を救済するにあれば、獄中屢々哀を請ひしが、官其篤志を憫み、之を免ぜり、蓋領主彦根藩の有志并に京人近江屋喜平等の哀訴與りて力ありしと云ふ、二氏益々斯業に奮勵し、遂に難波細織縮緬の名を以て京師に販賣するを許されたり、領主井伊氏二氏の功を賞し、二氏に織元の稱を許し、大に之を奨勵す、隣閭漸く其業に従事するもの多くなりしが、皆二氏の検査を経て、更に彦根藩國産局の檢印を受け、之を京師に輸せり、京師近江屋喜平は悉く其輕重を量り、而して後各店に嚮げり、故に龜製濫造の弊なく、市價爲に貴し、かくて機業熱は漸次四境に波及し、淺井郡より本郡に亘れる湖邊の村落は、争ふて其業に就き、製織益々多くなり、彦根藩は領内の産物奨勵の爲に常に大に力を添へたりしが、遂に長濱町に検査所を設け、各村落の製産を悉く一所に蒐め、検査の印を捺す、是に於て長濱縮緬の名を稱

するに至れり、此頃天下の諸侯は各々其領内の物産を奨勵し、其藩の藏物と稱し、國の名産とせしが、長濱縮緬は彦根藩の御藏物となり、その聲價は益々高く、井伊氏も亦益々其保護奨勵に盡し、保護者と機業家と兩者相待つて、濱縮緬の發達は西陣及び丹後の兩地を凌ぐに至れり、明治維新の後に至り、一時粗製濫造の弊を生せんとせしかば、明治十九年二月、近江縮緬業取締所を長濱町に設け、惡弊を矯め、斯業を奨勵し、品評會等を開きて大に聲價を恢復し、以て今日の盛名を博せり、明治二十三年同業者相謀り、中村、乾二氏の勞を紀念せんが爲め、濱縮緬創製紀念碑を長濱なる縣社八幡神社の境内に建てたり、北白川宮能久親王篆額を書し給ひ、小野湖山翁文を撰す、其文左の如し、

濱縮緬創製紀念碑

陸軍少將大勳位能久親王篆額

吾近江國有縮緬之產、廣布海內、莫不稱其精巧、今則遠輸之海外、爲交易之一良品、而其製造實寶曆年間、中村林助、乾庄九郎、二子所創也、東淺井郡難波村人、村係、舊彦根藩所領、瀨、姉川、歲被水害、耕耘之利甚薄、二子憂之、將大開蠶織之利、以謀救濟、會丹後商人來說、縮緬之利、二子喜之、遂考究各土織法、使閭村婦女從事于斯工、漸熟所製日多、嚮之京師、當時西陣職工以爲妨害、其世業訴之于官、官乃禁其嚮京肆、二子訴其不公、強争之、遂下

獄囚、至四年不屈、且屢哀懇、村民難苦請開、販鬻之途、官憫其篤志、縱之、彦根藩有志及京人近江屋喜平者、其有力焉、二子益盡力此業、而村民被其利、彦根侯深賞其功勞、特許二子以織元之稱、織元即有專賣權者也、凡製縮緬者皆受其點檢、更受彦根國產局檢印、而輸之京師、使近江屋喜平量其輕重、然後發售之各肆、故長無濫惡之弊、既而隣境倣之、製縮緬者、至數百戶之多、其製成者皆集之長濱、以受點檢及檢印、於是乎濱縮緬之名大著、其製造益々夥多、受利澤日大矣、嗚呼二子於百二十年前、艱難勤苦、能成其志、以致其功績如此、豈可不仰企而紀念、明治十六年於大坂府、設關西府縣共進會、西鄉農商務卿蒞之、聞二子勤苦之狀、與其功績之著、賜褒詞及金若干圓、追賞之、二子而有知亦將欣然拜其賜也、

明治二十一年天長節

小野愿撰

元老院議官從四位勳四等巖谷 修書

第三十七章 彦根藩内の篤行者

井伊氏は其領内の孝子、節婦、忠僕等篤行あるものを旌表し、賞を與へたり、同藩士佐藤貞寄その旌表せられし人々の篤行を記し、教生録十卷を著はす、貞寄は隼人と稱し、明

和八年に生れ、天保九年に卒せし人にして、井伊直亮に仕ふ、教生録に見ゆる本郡内の篤行者左の如し、

四ッ塚村	彌兵衛	中島村	と	ま	永久寺村	庄屋	源藏
長濱町	舟屋武兵衛	宇賀野村	か	ん	永久寺村	惣	内
榎木村	政右衛門	永久寺村	善	助	米原村	と	ま
顔戸村	文内	箕浦村	新	藏	日光寺村	常	次
新庄村	理右衛門	小一條村	そ	よ	萬願寺村	四郎	兵衛
下坂中村	淺右衛門	榎木村	七	右	十里村	十	介
小澤村	勘右衛門	萬願寺村	庄	左	加納村	市郎	兵衛
新庄東村	庄藏兄弟	市場村	吉	郎	加田村	七郎	兵衛
樋口村	しん	四ッ塚村	助	左	本庄村	仲	次
上矢倉村	市郎兵衛	室村	き	く	榎木村	庄	右衛門
南田附村	さ	小一條村	清	八	堀部村	太	助
持野村	き	鳥羽上村	彌	右	加田今村	善	右衛門
八幡中山	後藤	新庄村	數	右	番場村	り	と

番場村	角右衛門	間田村	さ	つ	室	村	藤右衛門
樋口村	正覺寺僧大悪	七條村	新平、猪平				
長濱町人	三十三人						

以上篤行者の略傳は卷三人物誌に記すべし、

第三十八章 報恩祭

古き恩人の德澤に報ゆる美舉は、神照村大字今井に六莊村大字平方に行はる、今村の報恩を底樋祭りと稱へ、平方の報恩祭を公事祭りと稱す、

第一節 今村の底樋祭

神照村大字今村の地は姉川に跨り、左岸十町餘の田地あり、旱天には養水缺乏し、所謂粒々辛苦の勞ある所なりしが、徳川幕府曾て姉川の水を引きて、馬井の樋を掘り、灌水の法を講せしが、其規模未だ村民の安んずる程のものならざりき、然るに元祿の初年、洪水ありて、馬井の樋を押潰せり、庄屋孫助惣右衛門等、彦根藩に訴へ、改修の工を請ふ、藩の北筋奉行大根田猪右衛門は之を幕府に訴へ、其許を得て遂に底樋七十八間を新

設せり、此に於て村民長く旱害の苦を免れ、其徳を悦びて、底樋祭を行へり、然るに後年大旱に際すれば、猶田養水の不足を告ぐるを以て、更に底樋の繼ぎ足しをせられん事を彦根藩に訴ふ、文政六年佐藤隼人の北筋代官となるや、庄屋七五郎、横目惣介、五兵衛等の請ひを容れ、三十五間の新底樋を延長せり、村民は多年の宿望を達せしを喜び、書家白雲洞貞幹をして、大根田、佐藤、兩恩人の像を畫かしめ、雙幅となし、毎年正月には神酒祝餅を供し、兩氏を祭り、九月には底樋祭を行ひ、兩氏の像を祭り、村民一同禮装して參拜し、當年の恩惠を追慕して、一日の清き休息をなすを例とす、

第二節 公事祭

六莊村大字平方は文化十二年、隣里と稻田灌溉用水利の爭論起り、或は領主なる彦根藩、或は當時の控訴院なる二條役所京都に訴へ、年を重ねる事前後十三箇年に及べり、時に彦根藩士御藥袋主計藩の北筋奉行となり、此の爭論の爲に大に力を盡し、遂に文政九年兩者の間に和談を爲さしめたり、時人之を賞す、然るに十三箇年間の訴訟費八千九百兩を消費し、一村の困窮極度に達し、村民の財産を悉く賣却するも、猶且つ償還すべからず、彦根藩は一策を案じ、平方村民を樽ヶ畑村(今の櫻ヶ井村)に、樽ヶ畑の村民を

平方村に移して、山林の樹木を以て大債償還の途を講ぜしめんとす、然るに御藥袋氏は其法の不可なるを論じ、湖邊の民を深山に入れ、深山の民を湖邊に移すは、甲乙共に未熟の業に勞せしむるものにして、兩者共に其効果あらざるべければ、移民の策を止めて、代ふるに藩金を出して之を平方村に貸與し、其債負を償却せしめ、藩金は之を年賦返済と爲さしめんに如かずと主張し、藩終に其法に決し、平方村に命じて別に勤儉の厲行を爲さしめたりしに、村民は久しからずして全部の藩借金を償還するを得たり、是に於て村民は御藥袋氏の鴻恩を子孫に傳へて忘却せざらしむる爲め、氏の肖像を書かじめ、掛軸とし、毎年正月二十五日、村民會集して其像を拜し、神酒饅餅を供し、區長(古へは)は當年の來歴を會衆に聞かせ、氏の恩を長へに忘却せざらしむ、毎年三月十八日には公事祭と稱し、氏の肖像を祭り之を記念す、

第二十九章 長野主膳の志賀谷村棲居

長野主膳は幕府の大老職として櫻田門外に横死せし掃部頭直弼の謀臣なり、其初め本郡市場村(大原村大)の醫三浦北庵に介せられて、井伊氏の知る所となれり、北庵醫名高く、其居村市場村は彦根領なれば、北庵は醫を以て井伊氏の知遇を得たり、これ北庵

が主膳を井伊氏に介せし因なりき、

主膳名は義言(しぎごん)、初め主馬と號す、文化十二年に生る、終生其生國を語らず、天保十年伊勢國飯高郡川俣村ノ本陣瀧野次郎左衛門(名は知雄國學者なり)方に寓し、知雄を師として、國學を修む、後大和國芳野郡大瀧村太刀徳右衛門方に移り寓し、金貳百圓を借り、之を以て國學の書を購入ひ、刻苦本居派の學を研究す、天保十二年瀧野知雄の妹たき子を娶る、于時二十七歳、たき子は三十二歳なり、後主膳は京都に出て、又伊勢、美濃、尾張、三河等に遊歴し、國學を講じ、和歌を教授せしが、同年十一月本郡市場村(大原村大)に來り、醫三浦太仲(號北)方に寓し、近郷の人を集めて古事記を講ず、十三年二月、志賀谷村(東黒田村大)阿原忠之進(阿原は紀州家の臣水野土佐守の代)方に移り寓し、同氏の別墅(四野)に弘尚館を開き、國史を講じ、和歌を教授す、門人漸く多し、時に彦根藩主直亮の庶弟鐵三郎(後井伊)士族の子弟を友として、文武を研究す、主膳の志賀谷に在るを聞きて之を召す、同年十一月二十日、主膳、木村寛輔等三四の門人を従へ、彦根に出て、直弼に謁す、直弼國史及び和歌の事を問ふ、主膳詳細に之を解釋し、二晝夜を徹して、志賀谷に歸る、直弼竊に主膳の博識にして強記なるに感じ、師弟の約を爲し、又他年主膳を扶持するを誓ひきと云ふ、此時主膳より直弼に贈りし歌の中に、御歌など賜はりいとねんごろなる御ことあり

ければと題して、うき身こそやかればゆがめ心さへ君につかへぬ時あらめやもとあり、
主膳志賀谷に寓するも、生計の道立たざるを以て、幾もなく阿原氏を辭し、妻と共に京師に出て、主膳は二條家にたき子は今城家に仕ふ、主膳が二條家に入りしは、神崎郡八日市の豪商中澤善輔(主膳の門人)の紹介による、中澤は年來二條家の名義を借り、以て諸家に金員を貸付す、之を名目金と稱す、二條家は中澤を直臣となし、之に用人格を與へんとす、中澤は之を欣諾するも、地頭奥村采女正之を肯んせず、主膳中澤に代り、時々二條家に入入す、二條家は主膳の材幹ありて、且國史和歌に達するを以て、遂に扶持して臣としたるなり、後主膳は九條家公に開港の止むを得ざるを遊説せんと欲し、二條公に請ひて、二條家の老女芳浦より九條家の老女沙田(嶋田左近の養母)の元への添書を得、九條家に出入するを得たり、此れより左近と交り深し、妻たき子の今城家に仕ふるや、當時少將の内侍は今城家の女にして千種有文の姉なり、後此故を以て主膳は少將の内侍と親しみ、禁内の事を知るを得たりと云ふ、

弘化二年十二月、井伊直亮の嗣子直元卒し、翌年二月直弼嗣子となる、嘉永三年直亮卒し、直弼藩主となる、同年四月直弼主膳を召し、二十人口を與へ、士列に班し、弘道館國學

寮の講師とす、是より直弼に侍して國史を説く、于時年三十八歳なり、

翌年六月米艦浦賀に來り、邦内漸く騒然たり、直弼主膳の才能が嘗に國史學而已の人にあらざるを見、時々執政上主膳に意見を言はしむ、安政五年四月直弼幕府の大老職となりし後は、其謀臣となりて秘密に參し、常に京都、江戸の間に往來す、萬延元年三月、櫻田門の凶變あり、爾來勤王攘夷の論起り、志士の横行盛にして、天下鼎沸せり、主膳漸藩士の惡む所となり、終に文久二年八月二十七日刑臺一片の露と化せり、主膳死に臨み、筆硯を借り、飛鳥川きのふの淵はけふの瀬とかはるならひを我身にぞ見るの辭を書し、從容として刑せらる、年四十八、主膳著するところ皇都略記、長月日並の記、すゝみの記、淡海舊事考、雁の聲、壽草、草紙類句、神代私記、標註萬葉、三の恵、古學の大意、ちまたの枝折、土佐日記註、韻鏡諸鈔正義、多豆の諸聲、桃の舎集、四季雜想五、談歌類集六、鶯蛙日記、やよひの記、渚の玉、美吉野、補正神世系圖、かなのさだめ、歌合類句、歴史探要、正學佐喜竹の辨、和魂之追考、末分櫛附錄、小倉百首十寸鏡、古今集姿鏡、桃陰雜記五十、櫻根大人神號始末、桃遁舍歌集後編三、靈魂考、歌乃大武根、活語初の菜、かつみぶり、黒染袖かゝみ、志農夫草、韻鏡遠元抄、古學問答錄七、山彦、しら神の濱風、阿以於考辨々々、四季百首、桃遁舍近

詠百首一、稜威道別之辨一、詠歌問答、桃遁舍歌集尊稿若干、皇典久多綿蚊屋野考一、檜の落葉ニ、字音袖鏡、井伊家紹運圖一、標註假字萬葉集、末分櫛三、歌の大意ニ、韻鏡袖かゝみ一、あやめの記一、市邊皇子山陵考一、悟道辨一、岩橋日記一、神字辨一、古歌雜注一、觀秋記行一、阿豆麻乃都登一、嘉永六年東路の記行横鏡一、天保十五年桃遁舍歌集横鏡一、澤乃根芹一、和歌葉の枝折四、金花集一、勝元振、通路街の菜等あり、主膳が直弼に仕へし嘉永五年に、本郡志賀谷の舊趾に本居宣長翁の靈を祀れり、按ずるに此れは志賀谷在住の當時門人等が發起せしもの歟、神祇伯、白川家日記に左の記録を存す、

弘尚館桃遁舍地内に鎮座

本居翁靈

近江國坂田郡黒田村志賀谷北村

長野主馬

右願主二條殿江兼而御館入罷在候に付、今度之願意御同家より御使者御口上書を以て御願也、

嘉永五年壬子十月十四日

御家來

入江伊織

櫻根大人靈神

神祇伯……王謹書□□

第四十章 雜記

(一) 正徳四年五月の古記に見ゆる金銀價位

慶長年間制定の金銀の法、元祿年中之を改め、寶永の初再び銀の品位を改む、

金銀通用之法、慶長度制定の如く相定む、但し新古の選なく、品位に應じ通用す、但し金

壹兩は銀六拾匁に相當、

慶長の古金(往古金)壹兩は只今通用の貳兩に當る、

同年の古銀(往古銀)の壹貫目は只今通用の貳貫目に當る、

寶永七年以來の品(中銀三寶四)差別なく通用、

元祿の銀(元銀)壹貫目は壹貫六百目、

寶永始めの銀は壹貫目に壹貫三百目に通用、

(二) 奉公人年期

奉公人の年期は従前に於ては十ヶ年を一期となしたるも、元祿十一年十二月二十四

日附にて、向後は相對次第に可致旨達せらる、

(三) 御停止

寛延十一年六月二十日、前將軍徳川吉宗薨去、同月二十四日鳴物停止の令本郡に達す(領主より傳達)、其布令に曰く、大御所様薨去被遊候に付、當二十四日より鳴物停止、七月十二日に至る、猶其後五十日間、は穩便とて、躰相撲の類停止、古記の附記に盆踊禁止、寶曆十一年七月二十五日、桃園天皇陛下崩御、鳴物停止、八月五日迄晝夜自身番火之用心、魚商買三日間停止、

(四) 女髮結の禁制

天保十三年五月、公儀(幕府の稱)より女の髮を髮結師に結ばしむるを禁せられ、同時に髮結渡世(髮結營業者)を禁止せらる(所謂水野忠邦の積極的檢約令の一)

第四十一章 和宮親子内親王の御降嫁と本郡御通輦

文久元年十月、孝明天皇陛下の御令妹和宮親子内親王、將軍家茂に降嫁あらせらる、蓋し朝廷と幕府の調和を計るの策として、切に幕臣等の降幕を奏請したるによれり、其交渉顛末國史に詳なれば本誌に記さす、

十月二十日、内親王は京都を發輿し、中仙道を東下せられたり、當時尊王攘夷論沸鼎し、浪士の横行熾なりしかば、特に沿道の警固を嚴重にし、内親王の輿を守警する者十二藩、沿道の警を爲すもの二十九藩と稱す、二十一日、内親王は本郡柏原の本陣(南郡に宿泊せられ、一行四千四百四十四人の大衆同驛に宿す、柏原宿萬留帳)、當時柏原村の領主なりし郡山藩柳澤氏は、金堂(神崎郡)の代官所に命を傳へて、其準備并に人民の心得方を令せしむ、其觸れ書、同宿萬留帳に見ゆ、當年を追想するの好史料なれば左に抄出すべし、

御觸書

和宮様御下向に付、御道筋犬走り掃除入念、並木松枝葉日傘に相障り不申様垂枝伐拂可申事、

- 一 敷砂、盛砂、手桶等の儀は宿々村々の通りに可致事、
- 一 御通り筋近所、御領分宿場、村々火の用心、別して入念に致し、萬事猥りなること無之様、庄屋、年寄、組頭等心を付け往還筋御通行の節は煙立申間敷事、
- 一 御通り前々日、前日、御當日、翌日共往還筋より見通し候處は、御通り相濟候迄、田畑作人罷出儀堅く無用の事、
- 一 御通輿之節御用の者の外、家居の者男は相拂、女子共は御目障りに不相成様土間

に慎み罷在る不苦事

一柏原宿は御泊りに付、別して萬端心を付け、御通り前々日より晝夜自身番致し、火の元大切に入念、御本陣へ御入興の御間煙り立の儀一切無用、役人共繁げく相回り、諸事可申付候、且又御本陣御泊の間、寺社勤行に付ての鳴物等、并に子供手遊びの笛太鼓の類、響物堅く停止申付、勿論小歌、淨瑠璃等も可慎事、

右之趣郡山より被仰出候條相觸、至急可相守候様、宿中村々末々迄可申候、以上、

十月十三日 金堂役所 藤本善之助

第四十二章 彦根藩の運河設計

慶長十七年角倉與一が天の川に川舟運送を創めしも、米原港と多良築の利害問題より、角倉氏之美舉も中止せられし事は、本篇第十二章に記せり、當年角倉氏の舉に反對せし彦根藩は、文久三年天の川を開疏して、美濃國今須に接続せしめ、運河を開きて、多藝郡船附まで舟運を通せん事を計畫し、之を京都兩町奉行に願ひ出たり、同年七月町奉行は同心の士二人、其外三人を派出せしめ、實地検査を爲せり、其人名左の如し(古文書六三二)
瀧川播磨守組 京都四町奉行 眞壁久三郎

永井主水正組 全 東町奉行 山下郡助

大谷記八郎内 平塚瓢齋

同 草關列五郎

同 砂川健治郎

猶當時の狀況は古文書六三六に詳なり、

第四十三章 徳川家茂の上洛と本郡

元治元年八月、幕府が尾張侯徳川慶勝を總督とし、長州の毛利氏を征せし時、通行の記録は存せざれども、慶應元年五月、將軍徳川家茂が長州再征の爲め西上せし時、幾萬の士卒を引率し、太鼓を打ちつゝ進軍せり、生存の古老が當年の談に、この將軍の西上を御親發又は「デンデコデン」と稱し、連日人馬の微發に勞したりと、五月二十二日柏原に宿泊せし士卒の人数、無量八千三百七十一人なりと、萬留帳に見ゆ、四百餘戸の宿驛に八千四百の大衆が宿泊せし混雜察するに堪へたり、此他醒ヶ井、番場、鳥居本等の各驛にても同様の雜沓なりしならん、獨り宿驛の混雜のみならず、人馬糧食を徵發せられし郷村も其繁忙と苦役の程察するに餘あり、本郡内長澤、大東、本庄の三村の地を領せ

し内藤氏の記録に、當年從軍の一節あり、參考の爲め左に抄出すべし。
慶應元年乙酉年四月十三日、毛利大膳父子征伐進發供被申付候旨、老中酒井雅樂頭
被申渡、同年五月三日、於駒場野行軍、家茂見分相勤、同月十五日、手當金銀百枚被宛行、
十六日行軍に而進發發途有之候、東海道より美濃路供宿々旅宿勤番相勤、同年閏五
月二十二日、山城通行に付爲、天機窺參内有之候節供仕、二條城江着、同月二十五日
伏見乗船に付、淀川筋警衛供相勤、同日大坂城江着、滯陣云々、

坂田郡志卷中 坂田郡時代史終

大正二年七月三日印刷
大正二年七月六日發行

(非賣品)

滋賀縣坂田郡役所

東京市下谷區下根岸町十番地

印刷者 津田勝次郎

東京市下谷區下根岸町十番地

印刷所 はい原中村工場

終